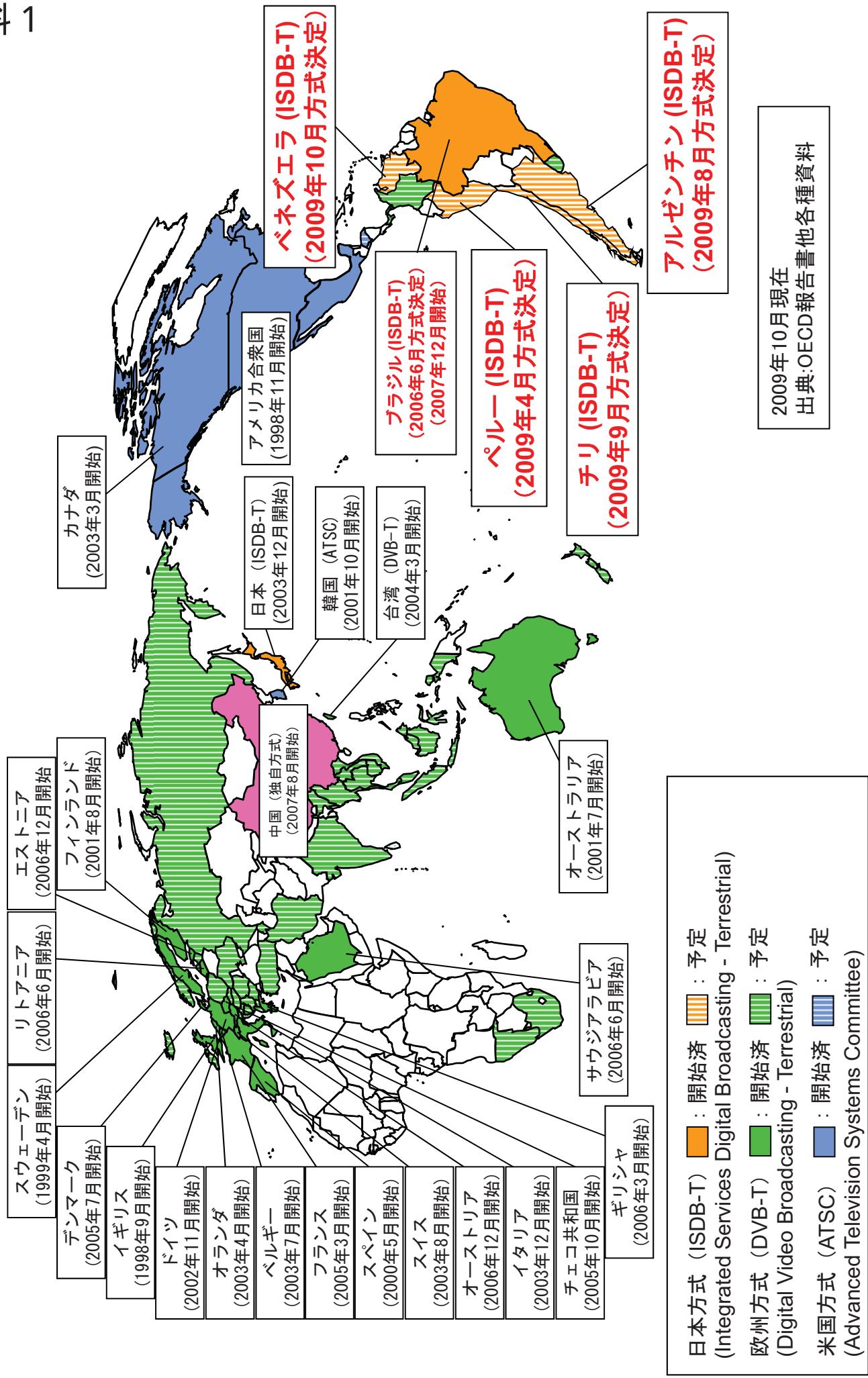


# 資 料 編

# 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向

論  
文  
1



## 受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ

受信形態				
	戸建て住宅(直接受信)	集合住宅共聴施設	受信障害対策共聴施設	辺地共聴施設
世帯数 (施設数)	2,000万世帯程度	約1,900万世帯 (約210万棟)	約600万世帯 (約5万施設)	約140万世帯 (約2万施設)
施設の デジタル 化等	宅内改修(アンテナ、ブースタ ー、分配器、ケーブル等の交 換)が必要な場合がある。	共聴施設改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)等が必要な場合に下欄のような対応等が必要になる。 また、施設の規模により、デジタル放送の再送信同意の申請が必要な場合がある。	改修方法の決定(改 修、個別受信等の選択)が必要。 受信障害の原因物所有者と住民と の改修等費用の負担調整が必 要。	地上デジタルテレビ放送の再 送信サービスへの加入(STB レンタル等)が必要な場合が ある。 なお、加入しているケーブルテ レビ事業者がデジアナ変換を 導入する場合には当面、対応 不要。
周知・ 働きかけ	分譲集合住宅の場合には、住民 管理組合等においてデジタル化改 修等の合意が必要。	デジタル化対応方法の決定(改 修、個別受信等の選択)が必要。 受信障害の原因物所有者と住民と の改修等費用の負担調整が必 要。	国が業界団体等と連携して施設設 置者等に対し周知。 デジサポートによる集合住宅管理会社 等への働きかけ。	NHK 共聴は、NHK が地元共聴組 合に對し周知。 自主共聴は、国が地方公共団体 等と連携して施設設置者等に対し 周知。
自己負担。  費用負担 の基本的 考え方	放送事業者のスポット・テレビ番組、総務省・Dpa の「パンフレット・地方公共団体の広報誌、Dpa の「地デジキャラバン」等を通じて周知。	国が業界団体等と連携して施設設 置者等に対し周知。 デジサポートによる施設管理者への勵 きかけ。 デジサポートが法律専門家による相 談・調停の紛争処理体制を整備。	受信障害が解消した場合は、「集合住宅」と 同じ。 受信障害が解消されない場合の 共聴施設改修の費用負担は、原 因物所有者と視聴者の間で協議省 が提示(2006年11月)。 デジタル化対応(改修やケーブル テレビへの移行)費用の負担が著 しく過重となる場合は国が経費の 一部を補助。	NHK 共聴は、NHK と視聴者等で費 用負担。 自主共聴は、施設の設置管理者 (自治体又は共聴組合)負担。視 聴者負担が著しく過重となる場合 は国が経費の一部を補助。NHK が難航であるなどの要件を満たせ ば、NHK が経費の一部を助成。
目 標		2010年3月時点:対応率85% 2011年3月時点:対応率95%	2010年3月時点:対応率50% 2011年3月時点:対応率90%	2010年3月時点:対応率64% 2011年3月までに、ほぼ全施設 の対応完了

(注1)各家庭内でデジタル放送視聴に必要な機器(デジタルテレビ等)は自己負担であるが、上表では省略している。  
 (注2)都市受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設等で受信している世帯でも、室内改修が必要な場合があるが、上表では省略している。  
 (注3)世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、「戸建て住宅(直接受信)」の世帯数は推計値である。

# アナログ放送終了計画(改定版)

-アナログ放送の終了に向けた放送対応の手順について-  
全国地上デジタル放送推進協議会（平成21年4月）

## アナログ放送終了の基本的な考え方

### 1. 終了の基本原則

アナログ放送の終了にあたっては、2011年7月に円滑に終了できるよう、視聴者の混乱防止の観点から、

① 地域間で終了時期に差を設けることはしないこと

② 放送終了に向けた取組を段階的に強化すること

を基本として、放送事業者が取り組む。

また、国も、この取組が円滑に実施されるよう環境整備に取り組む。

### 2. 無線局の運用終了日

無線局の運用終了日は、2011年7月24日とする。

(参考) 法令上は、2011年7月24日までに終了することとされている。

### 3. 終了方法の見直し

今後のデジタル放送の世帯普及率等を踏まえて、全国地上デジタル放送推進協議会において、適宜、本計画を見直すこととし、必要に応じて、終了告知スーパーの運用時期を早める等の措置を講じる。

## アナログ放送の段階的終了（4つのステップ）

### 無線局の運用終了日の3年前目途(第1ステップ開始)

#### 第1ステップ

第2ステップ開始までに  
・普及世帯:3400万世帯  
・普及台数:5500万台  
を目標

### 無線局の運用終了日の2年前目途(第2ステップ開始)

#### 第2ステップ

第3ステップ開始までに  
・普及世帯:4900万世帯  
・普及台数:8800万台  
を目標

### 無線局の運用終了日の半年前目途(第3ステップ開始)

#### 第3ステップ

第4ステップ開始までに  
・普及世帯:5000万世帯  
・普及台数:9800万台  
を目標

### 無線局の運用終了日の3週間前目途(第4ステップ開始)

#### 第4ステップ

第4ステップ終了までに  
・普及世帯:5000万世帯  
・普及台数:1億台  
を目標

段階的に取組を強化

### 無線局の運用終了日(2011年7月24日)

# 第1ステップの取組

## 取組1：放送番組による理解醸成

### <民 放>

- ・ネット番組：各系列でPR強化月間を設定し、多様な番組で取上げ。  
(2008年5月フジテレビ、6月TBS、8月日本テレビ、9月テレビ朝日、2009年2月テレビ東京)
- ・ローカル番組：PR共通素材の活用を含め、各局が臨機応変に放送を実施。

### <NHK>

- ・広報番組のほか定時番組、特集番組等、多様な番組で放送するとともに、地域放送においても、地域の関心に応じて継続的に取上げ。

## 取組2：「アナログ」ロゴマークの表示

アナログ放送画面に「アナログ」のロゴマークを表示（参考1参照）し、アナログ放送の視聴者への注意喚起を実施。

## 取組3：「お知らせ画面」及び「告知スーパー」の実施

2008年7月24日から、1日の放送開始時又は放送終了時に「お知らせ画面」（参考7参照）を表示。また、「告知スーパー」（参考2参照）を適宜実施。

## 取組4：完全移行3年前キャンペーン

完全移行3年前となる2008年7月24日に、NHK・民放とともにキャンペーンを行い、視聴者がアナログ放送終了までのスケジュールを明確に意識できるような取組を実施。特に、NHKでは、デジタル放送とアナログ放送の番組内容を変え、アナログ放送では、アナログ放送終了のお知らせ画面を30秒間表示。

3

# 第2ステップ及び第3ステップの取組例

第2  
ステップ

## アナログ放送終了告知スーパーの統一的運用等

第1ステップにおける取組に加えて、一部の時間帯でレターボックス化を行うとともに、アナログ放送番組の終了告知スーパーを放送事業者全社により統一的に実施する（参考2・参考3参照）。また、段階的にスーパーの運用時間を増加させる。

## アナログ放送停止リハーサルの実施

住民の方々や地方自治体のご理解と全面的なご協力が得られる前提に、アナログ放送停止のリハーサルを行う。

第3  
ステップ

## レターボックス化と告知スーパーの常時運用等

アナログ放送で、常時「レターボックス」による放送を行うとともに、常時「告知スーパー」を表示する（参考3参照）。また、アナログ放送のみで、アナログ放送終了のスポットやミニ番組を集中的に放送するほか、アナログ放送の放送時間を差別化することも検討する。  
なお、デジタル化の進捗状況を勘案し、第4ステップの取組を前倒しするなど、取組の強化についても検討する。

4

## 第3ステップ開始までに実施する環境整備の例

第3ステップでは、放送により、アナログ放送の視聴者に対して、デジタル放送視聴への移行を強く促すことになるため、第3ステップの開始までに、以下のような環境整備を行う。

### (取組例)

- 「総務省テレビ受信者支援センター」（デジサポ）を全都道府県に設置（2008年10月に全国11箇所に設置し、2009年2月に全都道府県（全国51箇所）に拡充）。
- 高齢者等にも十分に情報が届くよう、高齢者等への説明会・戸別訪問等をきめ細かに実施（2009年度からデジサポを中心に実施予定）。地方公共団体や販売店等においても取組を実施。メーカー・販売店の顧客サポート体制も充実。
- 「簡易なチューナー」の開発・市場流通（2007年12月の「仕様ガイドライン」を踏まえてメーカー等が取組中）。
- 経済的に困窮度の高い世帯への受信機購入等の支援（2009年度からNHK受信料全額免除世帯に対する支援を実施予定）。
- 共聴施設に対する早期改修の促進（関係業界の協力を得て実施中）。
- 公共施設の確実なデジタル化（2008年10月に国の施設のデジタル化計画を策定。2008年7月に総務省から地方公共団体に対してデジタル化計画を策定するよう要請）。
- 中継局ロードマップに記載されている全ての中継局の整備又は代替措置等の送信側の準備の完了（2010年末までに完了予定）。
- 衛星による難視聴地域対策を開始（2009年度内に開始予定）。

5

## 第4ステップの取組例

第4  
ステップ

### 「お知らせ画面」の一部で通常番組の表示等の実施

2011年7月1日から全ての放送時間帯について、下記①～④のいずれかの表示方法による放送とする。

- ① 「お知らせ画面」の一部に通常放送を縮小表示（参考4参照）
  - ② 通常番組の上に「お知らせ画面」の文字を全面スーパー表示（参考5参照）
  - ③ デジタル放送への対応をお願いするミニ番組等を繰り返し放送（参考6参照）
  - ④ 「お知らせ画面」（静止画）のみの表示（参考7及び参考8参照）
- ①～④のいずれの表示方法とするかは各放送事業者で判断する。  
ただし、上記①～④による放送中であっても、緊急報道の際には通常の表示方法（参考3）で放送する。

2011年4月以降を第4ステップの前段階ととらえ、必要性とデジタル受信機の普及率を踏まえて、①～④の対応を前倒し実施し、漸次時間を増加させることを検討する。

### アナログ放送の完全停波

原則として、2011年7月24日正午に全ての放送を終了し停波する。  
正午に停波することが技術的に困難な場合には、各放送事業者の判断により、2011年7月24日24時までに停波を行う。

6

(参考 1) アナログロゴの表示



7

(参考 2) 「告知スーパー」の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

8

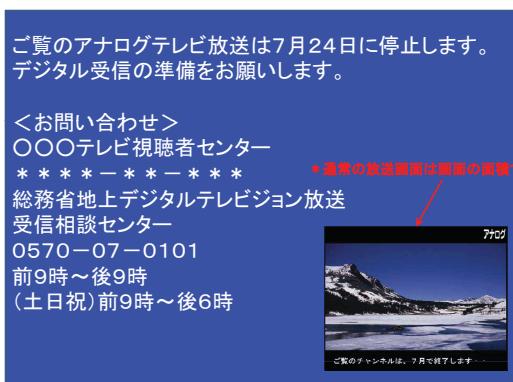
(参考 3) 「レターボックス」で「告知スーパー」の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

9

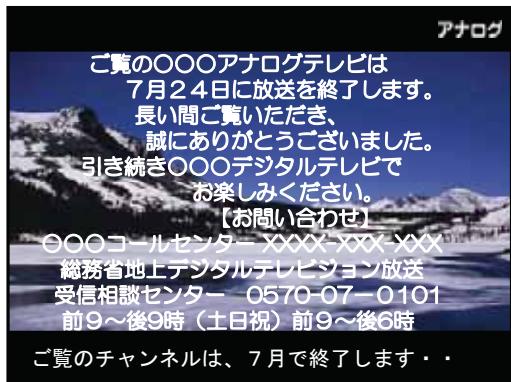
(参考 4) 「お知らせ画面」の一部で通常番組の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

10

(参考 5) 通常の番組の上に「お知らせ画面」の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

11

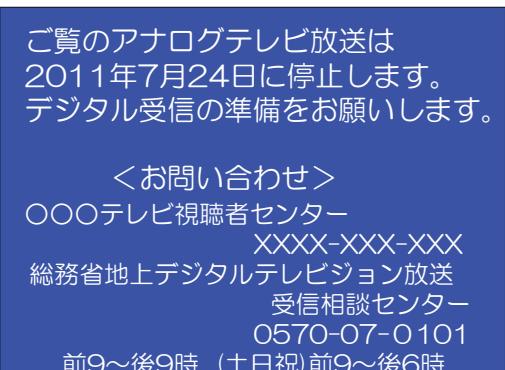
(参考 6) デジタル放送への対応方法を説明する番組



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

12

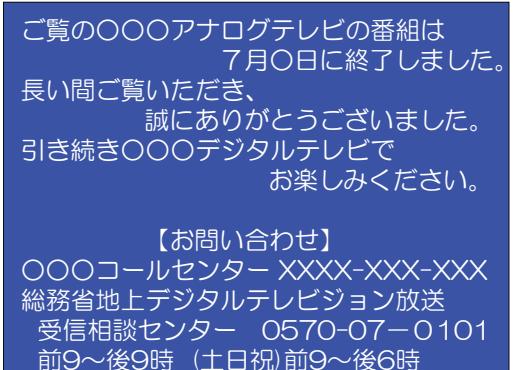
(参考 7) アナログ放送終了前の「お知らせ画面」



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

13

(参考 8) アナログ放送終了後の「お知らせ画面」



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

14

---

## 地上デジタルテレビ放送に関する 浸透度調査

---

平成 21 年 11 月  
総務省情報流通行政局

### 目 次

(ページ)

1 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度 · · · · ·	2
2 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 · · · · ·	4
3 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 · · · · ·	7
4 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 · · · · ·	13
5 共同受信施設における対応状況 · · · · ·	16
6 今後のデジタル化の予定 · · · · ·	18
7 その他 · · · · ·	23

### 調査概要

○調査実施時期	平成 21 年 9 月
○調査対象地域	全国 47 都道府県の全域
○調査対象者	男女 15 歳以上 80 歳未満の個人
○調査方法	RDD 法によりサンプルを抽出した後、郵送調査を実施
○有効サンプル数	12,864
○調査実施団体	社団法人デジタル放送推進協会
○調査委託先	株式会社サーベイリサーチセンター※

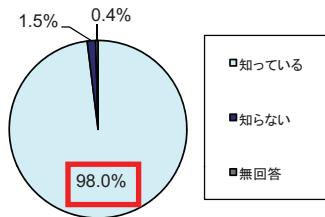
※総務省テレビ受信者支援センターの運営団体である社団法人デジタル放送推進協会より請負

## 1-1 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度 一概要

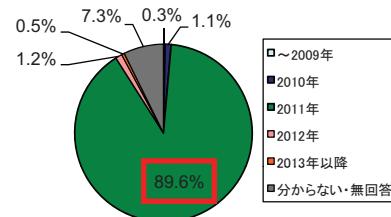
ほぼ全ての人が地上アナログテレビ放送の停波について知っている。2011年にアナログ放送が停波することの認知度は89.6%と、前回調査と同じ値<sup>※1</sup>となっている。

※1 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（2009年3月）の結果は89.6%

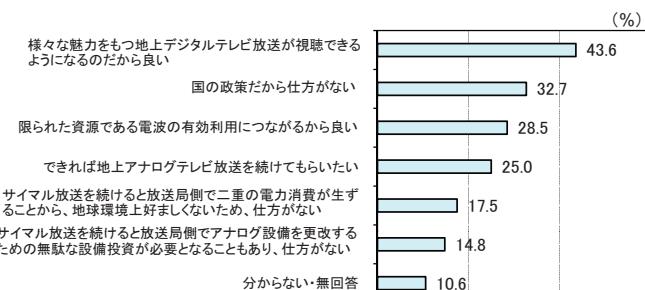
地上アナログテレビ放送停波についての認知度 (全員)<sup>※2</sup>



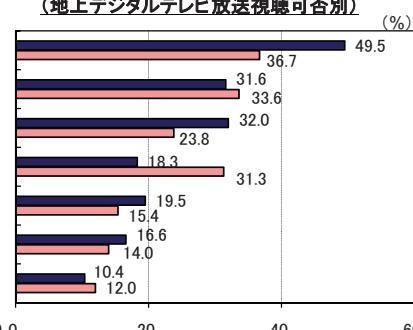
地上アナログテレビ放送停波の時期についての認知度 (全員)



地上アナログテレビ放送停波についての感想(複数回答) (全員)



(地上デジタルテレビ放送視聴可否別)



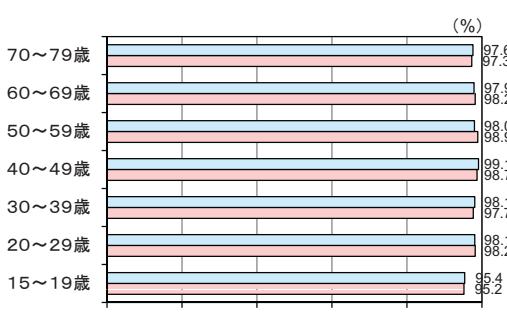
※2 ()内は各調査項目の回答者、以下同様

2

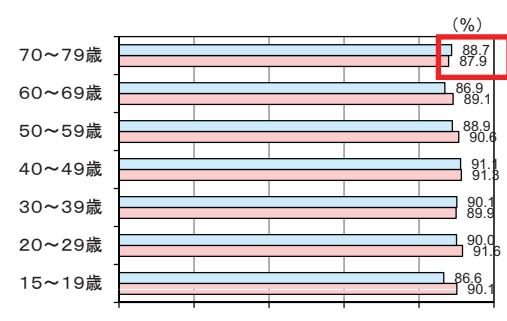
## 1-2 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度 一年代・性別の状況

地上アナログテレビ放送停波及び停波時期についての認知は、年代及び性別にかかわらず高まっており、70歳代の方についても同程度の認知度(男性:88.7%、女性:87.9%)となっている。

地上アナログテレビ放送停波についての認知度 (全員)



地上アナログテレビ放送停波の時期についての認知度 (全員)



年代・性別のサンプル数

	男性	女性	小計
70～79歳	827	775	1602
60～69歳	1110	1148	2258
50～59歳	1130	1281	2411
40～49歳	956	1085	2041
30～39歳	1061	1208	2269
20～29歳	723	858	1581
15～19歳	354	348	702
合計	6161	6703	12864

□男性 □女性

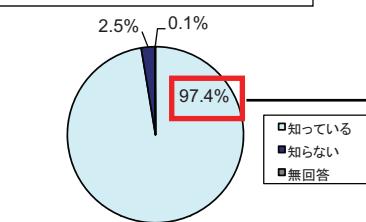
□男性 □女性

3

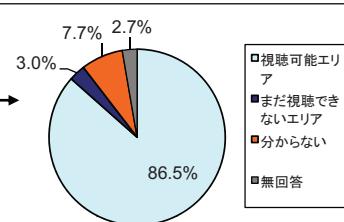
## 2-1 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 一概要一

ほぼ全ての人が地上デジタルテレビ放送について認知している。

地上デジタルテレビ放送の認知度 (全員)

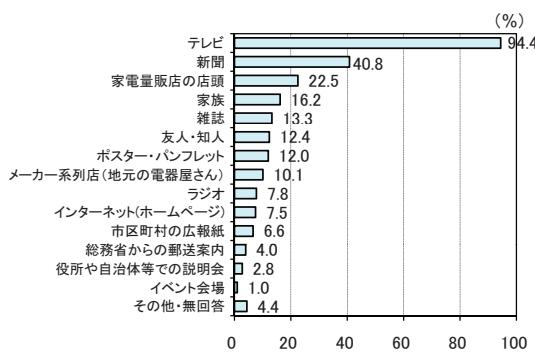


居住地域での地上デジタルテレビ放送視聴可否の認知度



地上デジタルテレビ放送等についての認知経路(複数回答)

(地上デジタル放送もしくは地上アナログ放送停波を知っているとの回答者)



地上デジタルテレビ放送のメリットについての認知度(複数回答)

(地上デジタルテレビ放送を知っているとの回答者)

地上デジタル放送では「画質や音質のよい番組」を視聴できる

「データ放送」が可能となり、リモコンのボタンを押すだけで、地域の天気予報やニュース、さらには視聴中の番組の情報などを表示できる

見たい番組をテレビ画面上の「電子番組表」で検索したり視聴予約することができる

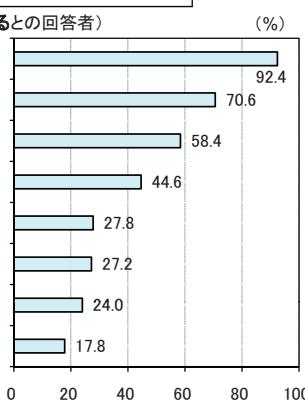
テレビに電話線やインターネットを接続することで「双方向サービス」が可能となり、テレビを通じて視聴者参加型クイズ番組やアンケート、投票に回答することができる

1つのチャンネルの中で複数の番組を同時に放送することができる

テレビをデジタル化することで周波数の有効利用が可能となり、空いた周波数で、携帯電話や車両間通信、安全・安心確保のための移動通信などの新たなサービスが実現できる

携帯電話などの移動体向けの放送(ワンセグ放送)が実現できる

音声速度の変換などによる高齢者に優しい放送が実現できる

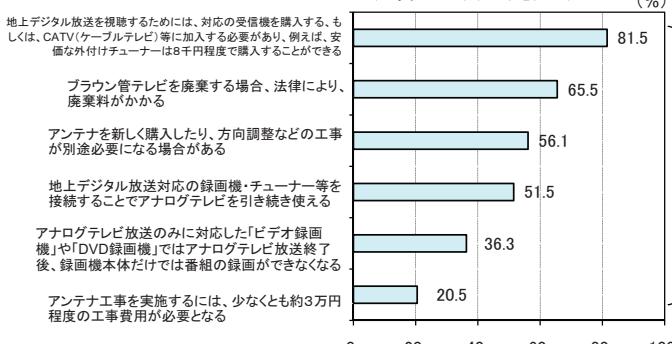


## 2-2 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 一視聴するための作業や手続き一

地上デジタルテレビ放送を視聴するための作業・手続きについては、対応受信機購入の必要性など、認知度が高い項目がある一方、半分以下の認知度である項目がある。

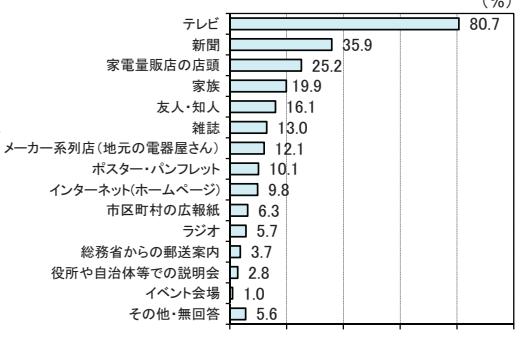
地上デジタル放送視聴のための作業・手続きの認知度(複数回答)

(全員(地デジ非認知者を含む))



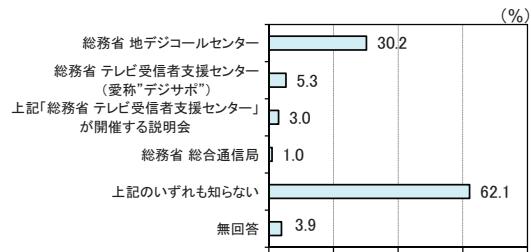
地上デジタルテレビ放送視聴のための作業・手続きの認知経路(複数回答)

(%)



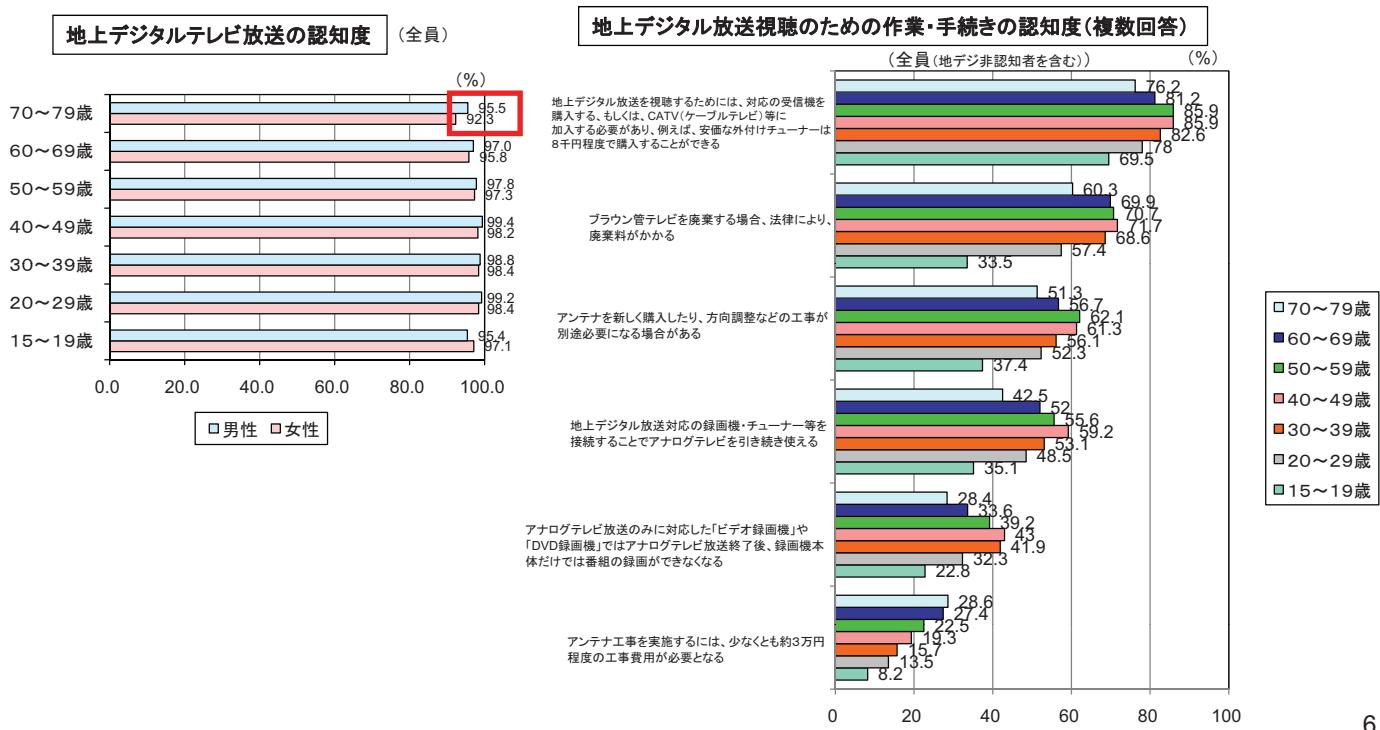
地上デジタルテレビ放送に関する国の相談窓口等についての認知度(複数回答)

(全員(地デジ非認知者を含む))



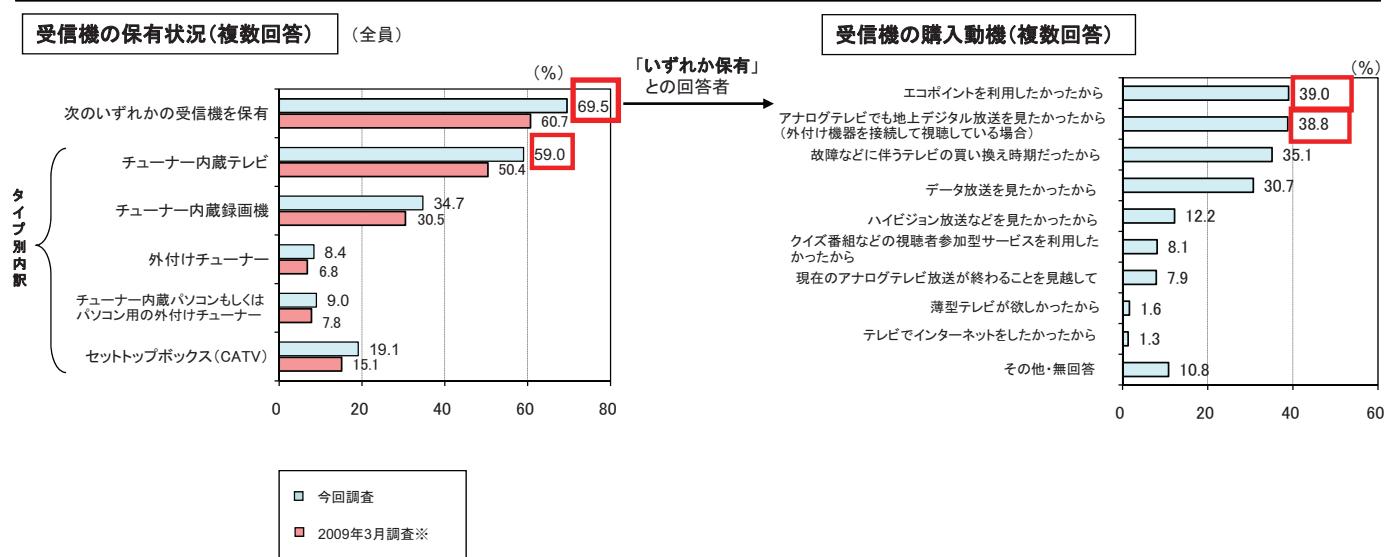
## 2-3 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 一年代・性別の状況

地上デジタル放送の認知度は、年代及び性別にかかわらず高く、70歳代の方についても同程度の認知度(男性:95.5%、女性:92.3%)となっている。一方、地上デジタルテレビ放送視聴のための作業・手続きの認知度は、40歳代前後で高い傾向はあるが、他の年齢層でも同程度である。



## 3-1 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 一概要

地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は前回調査から8.8ポイント増加し、69.5%となった。また、チューナー内蔵テレビの世帯普及率は前回調査から8.6ポイント増加し、59.0%となった。受信機の購入動機としては、エコポイントの利用に加え、外付け機器を接続して現在保有するアナログテレビでも地上デジタルテレビ放送を見たいとする回答が多かった。



### 3-2 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 一地方ブロック別の状況一

地方ブロック別及び都道府県別の地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率はいずれも増加した。また、世帯普及率の最も高い県と最も低い県の差は23.2ポイントであり、地域差については前回調査※より縮まった。

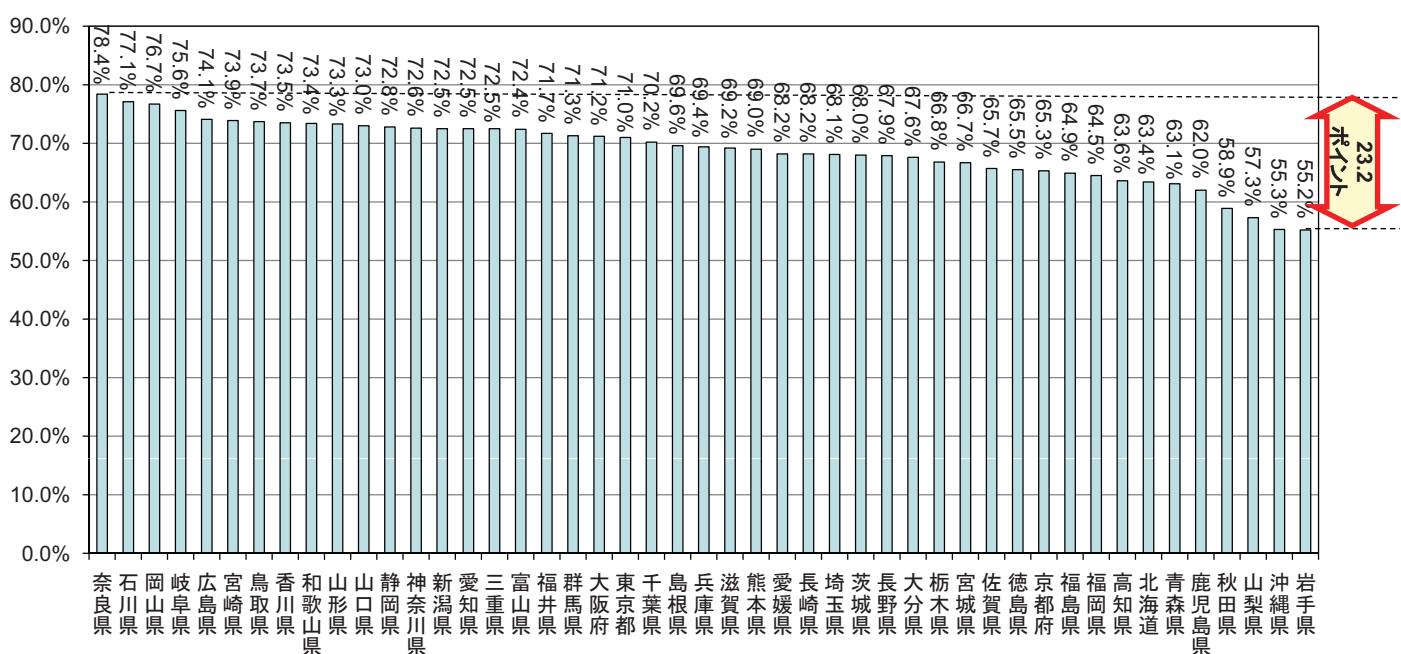
※ 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（2009年3月）の結果は31.5ポイント

	サンプル数	普及率(%)			サンプル数	普及率(%)			サンプル数	普及率(%)	
北海道	421	63.4		信越 東北 1134	新潟県	411	218	72.5	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 中国 1010	190	73.7
青森県	187	63.1	長野県		193		67.9	184		69.6	
岩手県	172	63.9 北陸 66.7 55.2 231	富山県		富山県	533	174	72.4		176	76.7
宮城県	231		石川県		石川県		175	77.1		282	74.1
秋田県	180		福井県		福井県		184	71.7		178	73.0
山形県	176		岐阜県		岐阜県	1206	217	75.6	徳島県	177	65.5
福島県	188		静岡県		静岡県		276	72.8	香川県	185	73.5
茨城県	272	68.0 東海 70.2 近畿 3207	愛知県		愛知県		535	72.5	愛媛県	176	68.2
栃木県	187		三重県		三重県		178	72.5	高知県	176	63.6
群馬県	188		滋賀県		滋賀県	1827	172	69.2	福岡県	361	64.5
埼玉県	517		京都府		京都府		251	65.3	佐賀県	172	65.7
千葉県	436		大阪府		大阪府		656	71.2	長崎県	173	68.2
東京都	789		兵庫県		兵庫県		395	69.4	熊本県	174	69.0
神奈川県	647		奈良県		奈良県		176	78.4	大分県	173	67.6
山梨県	171		和歌山县		和歌山县		177	73.4	宮崎県	176	73.9
									鹿児島県	171	62.0
									沖縄県	1001	55.3

(注)いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安は以下の通り。

・都道府県別:サンプル数に応じて±3~8%前後、ブロック別:サンプル数に応じて±2~5%前後

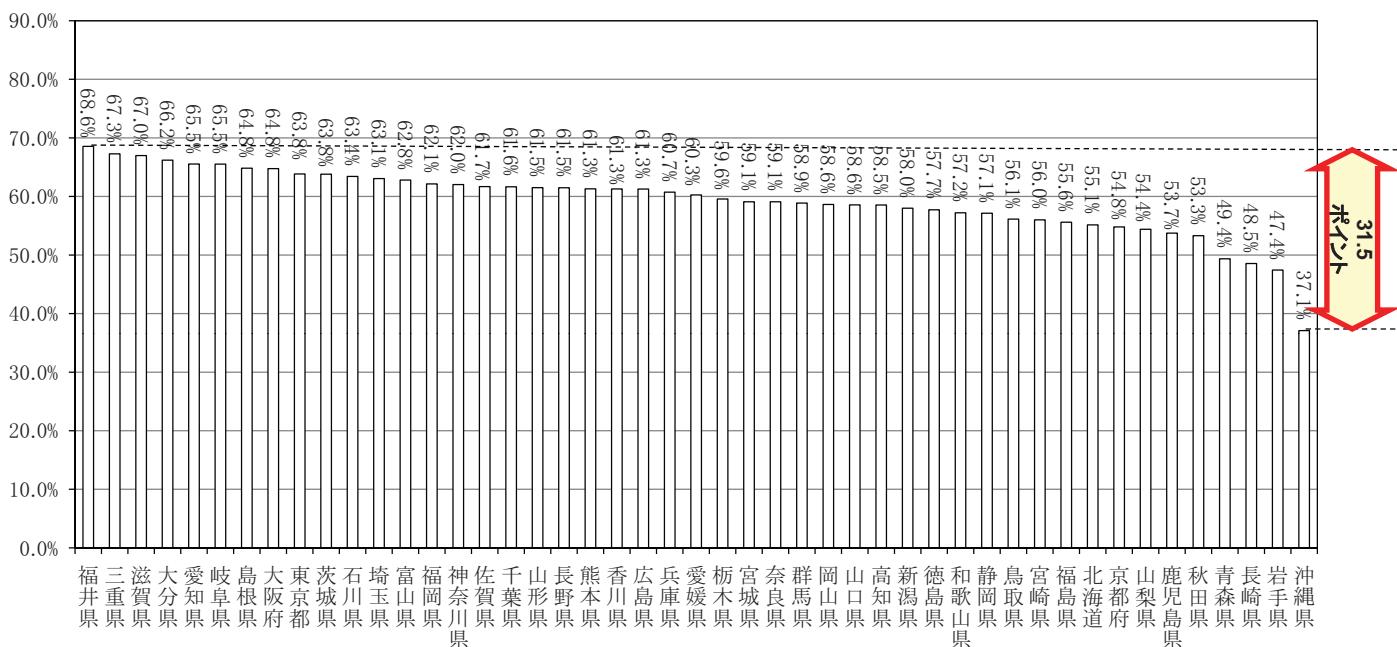
### (参考1) 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率(今回調査) 一都道府県別の状況一



(注)いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±3~8%前後。

## (参考2) 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率(前回調査※) 一都道府県別の状況一

※ 総務省“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2009年3月)

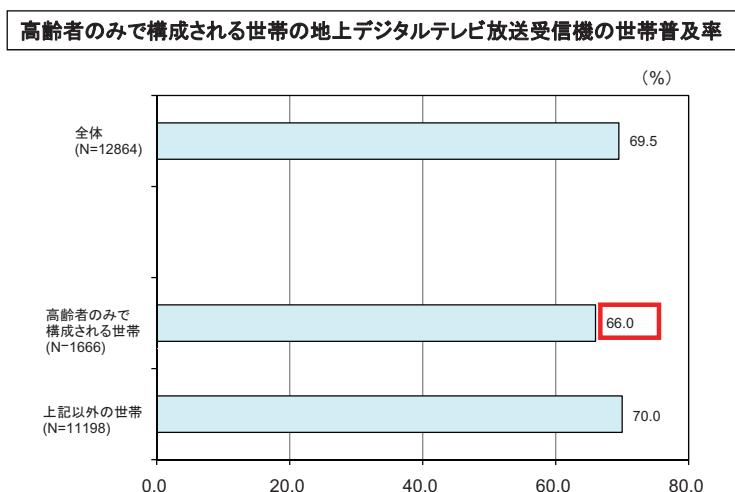


(注)いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±4~7%前後。

10

## 3-3 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 一世帯構成年齢別の状況一

高齢者(65歳以上)のみで構成される世帯における世帯普及率は、それ以外の世帯と比べて若干(4ポイント)低い。

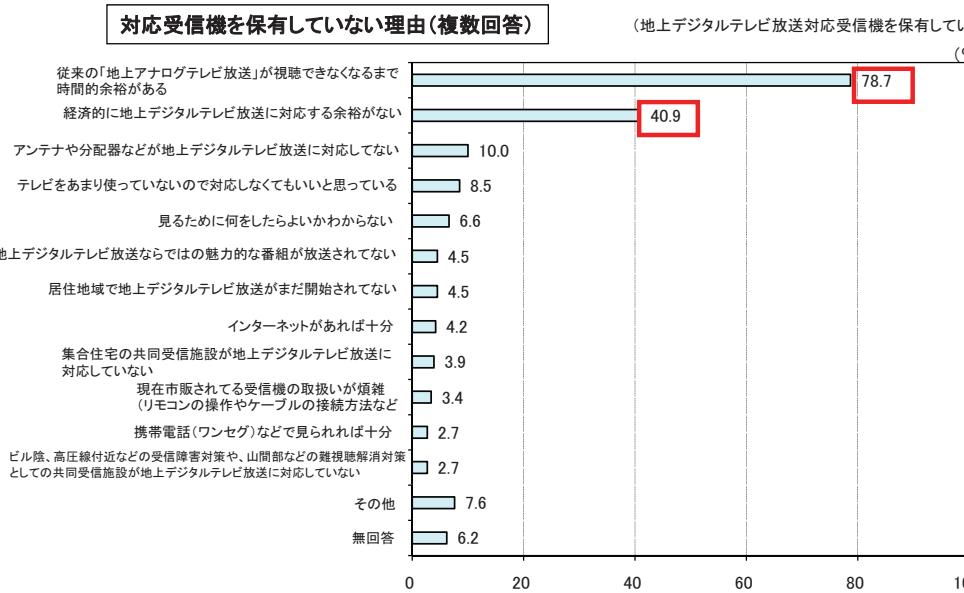


(注)いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±1~3%前後。

11

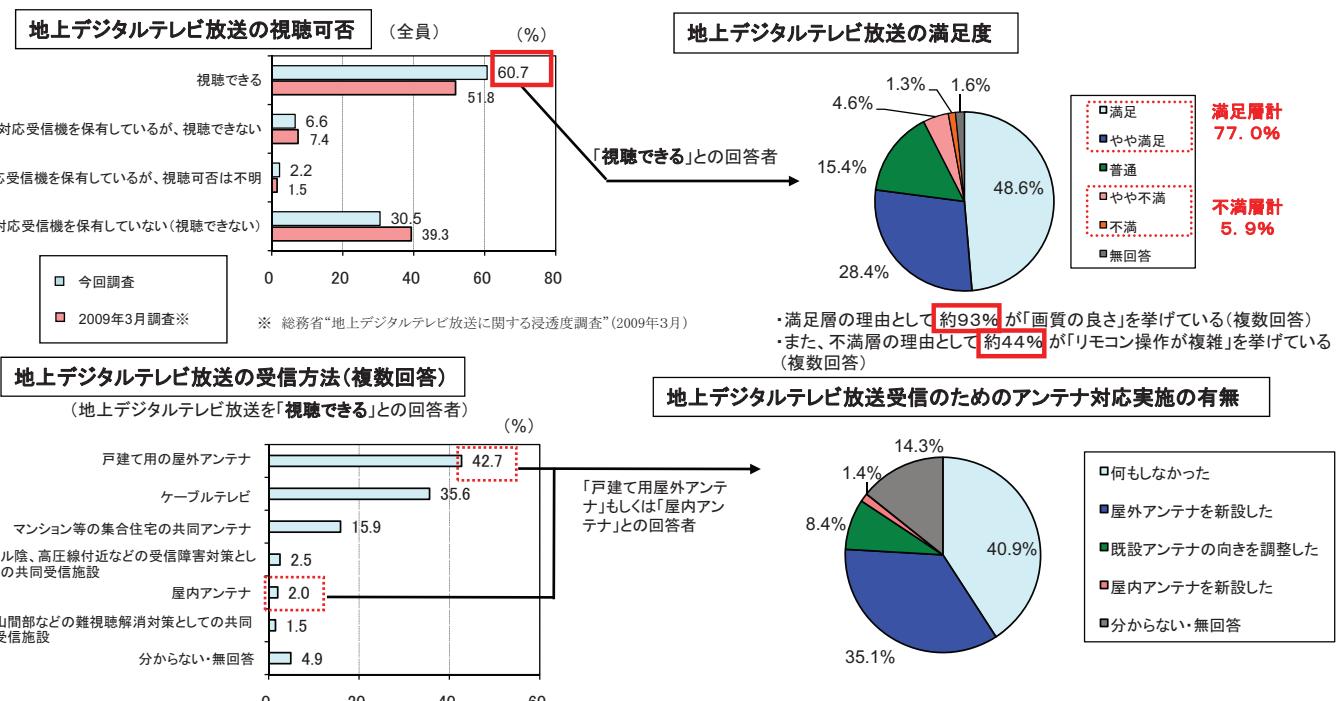
### 3-4 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 一対応受信機を一台も保有していない理由

地上デジタル放送対応受信機を一台も保有していない理由としては、アナログ放送の停波まで時間的余裕があるとの回答が8割程度ある一方、経済的に余裕がないとの回答も4割程度ある。



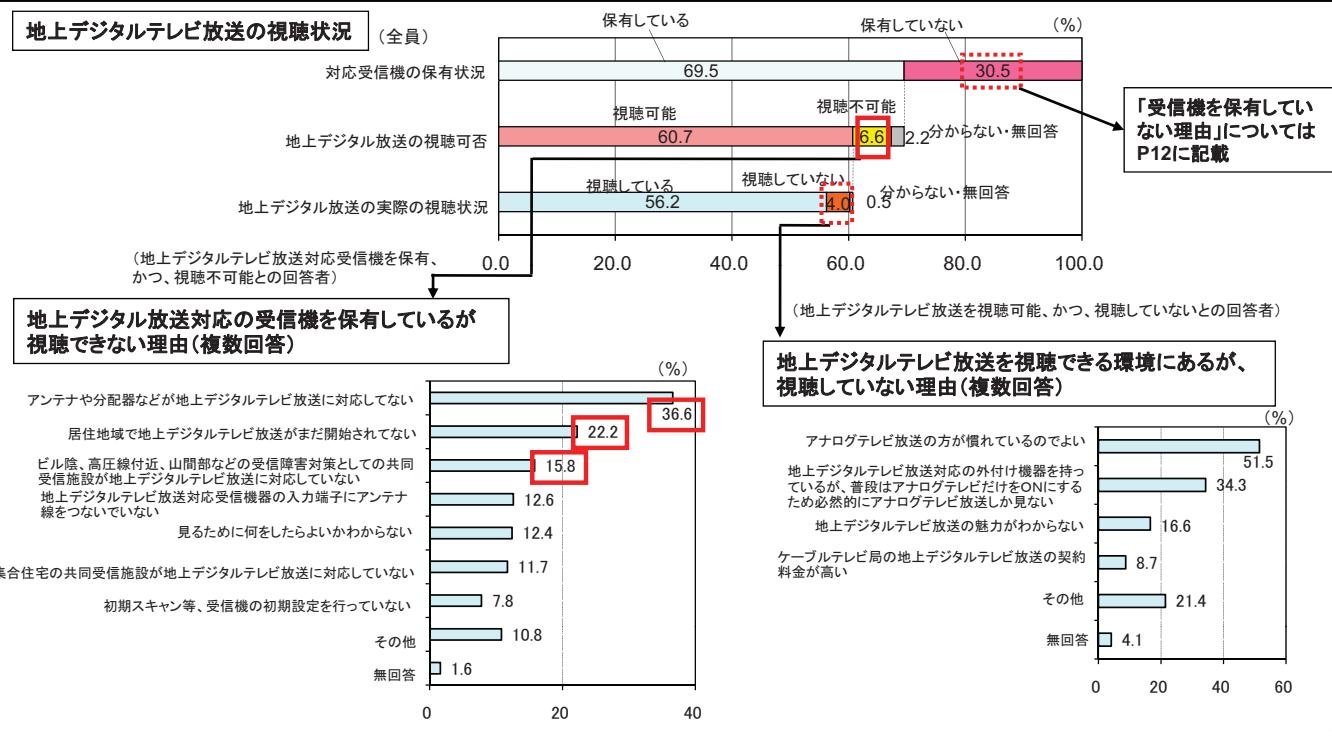
### 4-1 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 一概要

地上デジタルテレビ放送対応受信機を保有し、地上デジタルテレビ放送を視聴可能な世帯は、全体の60.7%であり、前回調査から約9ポイント上昇した。また、地上デジタルテレビ放送を実際に視聴して満足な点としては画質の良さが多く挙げられている一方、不満である点としてはリモコン操作の煩雑さが多く挙げられている。



## 4-2 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 一視聴可否一

受信機を保有しながら地上デジタルテレビ放送を視聴できない世帯は、6.6%存在する。視聴できない理由としては、アンテナや分配器が未対応、居住地域で地デジがまだ開始されていない、共同受信施設が未対応などの理由が挙げられた。

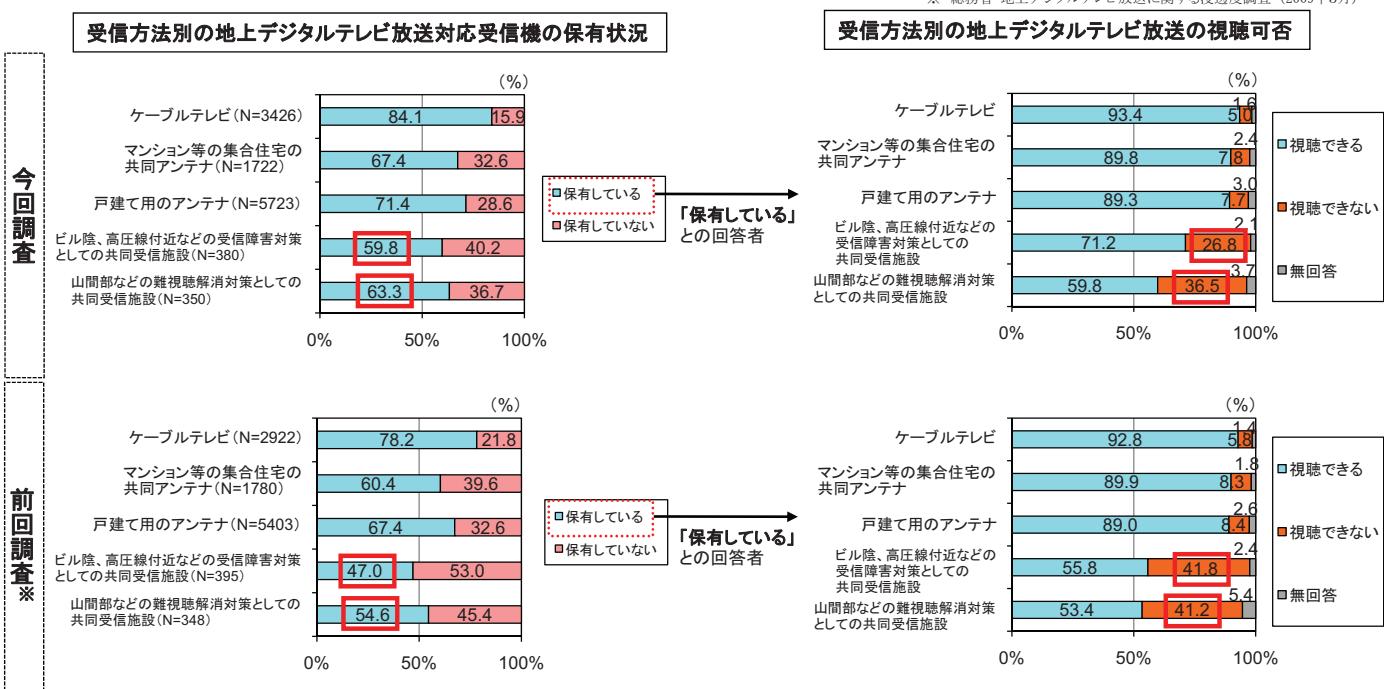


14

## 4-3 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 一受信方法別等一

ビル陰、高圧線付近などの受信障害対策としての共同受信施設、及び山間部などの難視聴解消対策としての共同受信施設では、前回調査<sup>\*</sup>に比較して、地上デジタルテレビ放送対応受信機の保有が着実に進展するとともに、対応受信機を保有するにもかかわらず地上デジタルテレビ放送を視聴できないとの回答の割合が減少した。

\* 総務省“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2009年3月)

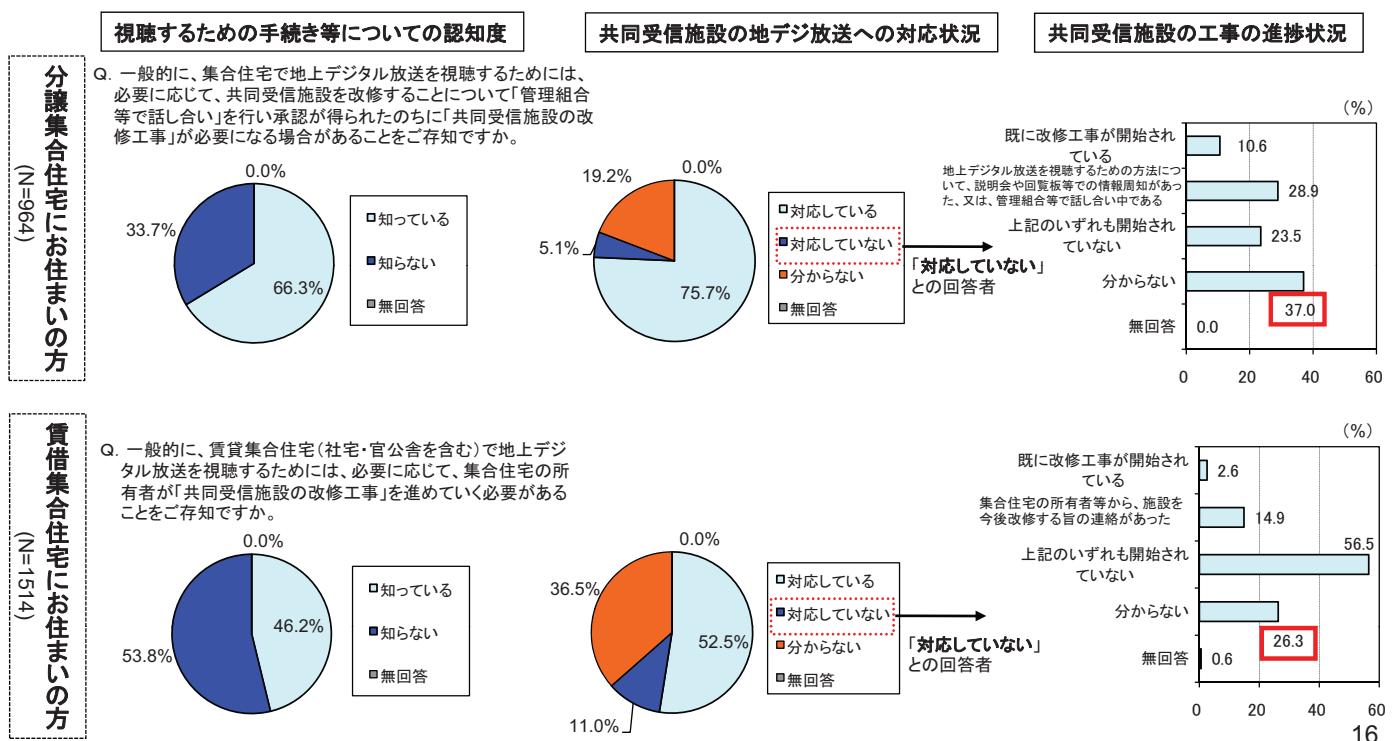


注 本項での受信方法とは地上アナログ放送又は地上デジタル放送の受信方法を示す。なお、両方が視聴可能な場合は地上デジタル放送の視聴方法で分類した。

15

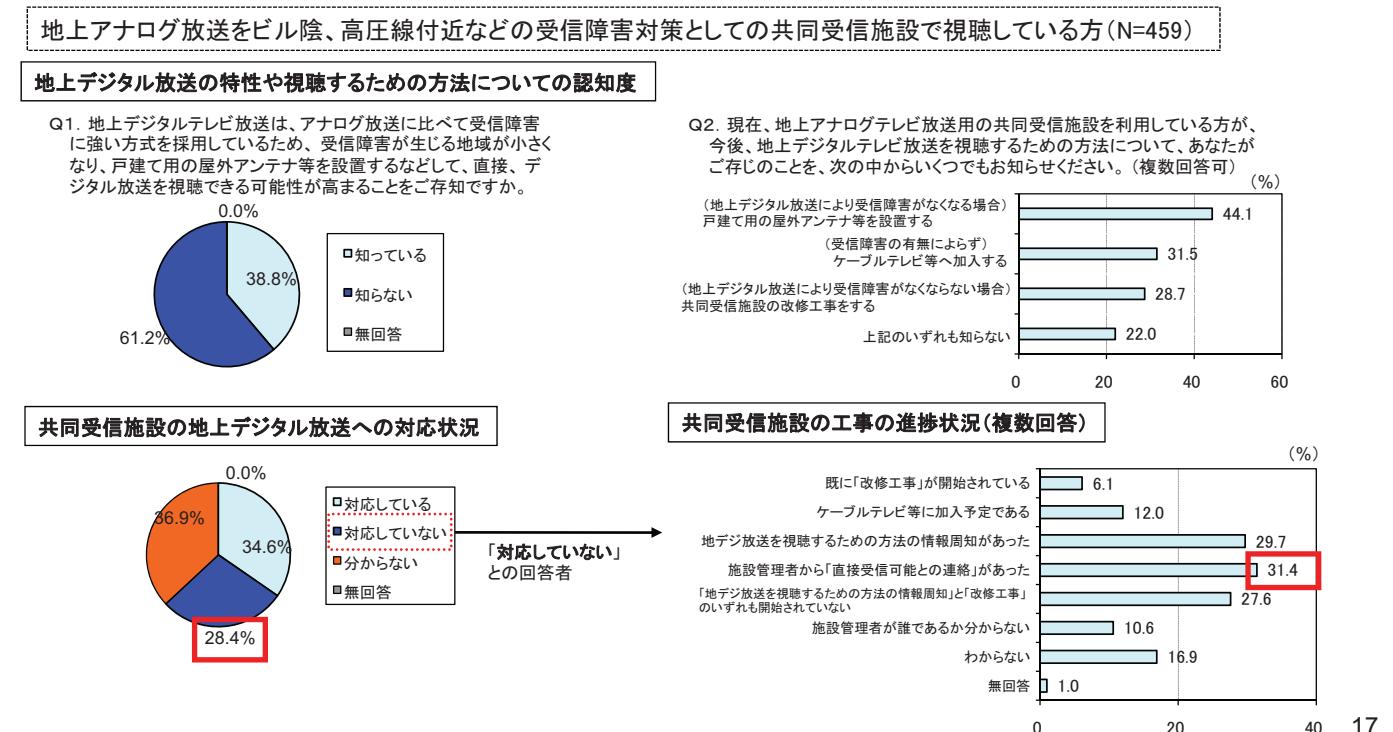
## 5-1 共同受信施設における対応状況 -集合住宅-

分譲集合住宅や賃貸集合住宅にお住まいの回答者のうち、地上デジタル放送未対応と認識している共同受信施設の工事進捗状況に関する認知度について、「分からない」としているのは3割前後にとどまっている。



## 5-2 共同受信施設における対応状況 -ビル陰、高圧線付近などの受信障害対策-

ビル陰、高圧線付近などの受信障害対策としての共同受信施設の地上デジタルテレビ放送への対応状況について、「対応していない」と回答した世帯は約3割あるが、施設管理者から直接受信などの対応方法の連絡があったとの回答が多く、周知が進んでいる。

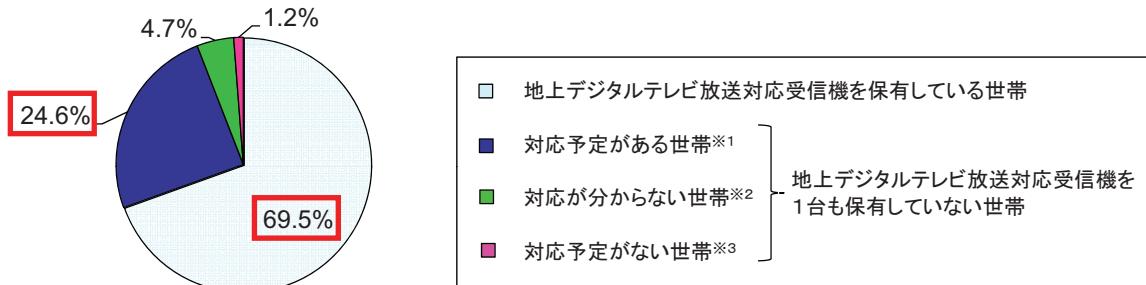


## 6-1 今後のデジタル化の予定 一概要一

地上デジタル放送対応受信機を1台も保有していないが、少なくとも一台はアナログ放送の終了までに「対応予定あり」としている世帯は、全世帯の24.6%。既に地上デジタル放送対応受信機を保有している69.5%と合計すると、全世帯の94.1%がアナログ放送の終了までに地デジ対応受信機を保有する見通し。

受信機の保有状況とアナログ放送停波までの対応予定

(全員)



※1 受信機を1台も保有していないが、アナログ放送停波までに少なくとも1台のアナログテレビは対応予定があると回答した世帯

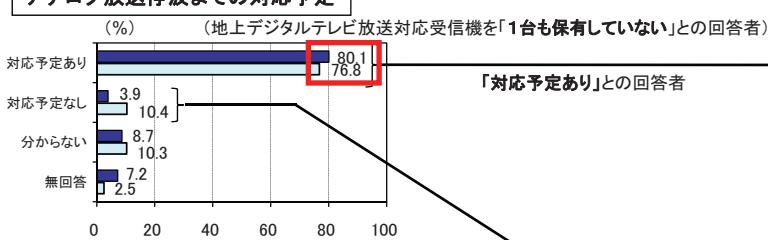
※2 受信機を1台も保有しておらず、一部又は全部のアナログテレビについて対応未定と回答した世帯

※3 受信機を1台も保有しておらず、全てのアナログテレビについて対応予定がないと回答した世帯

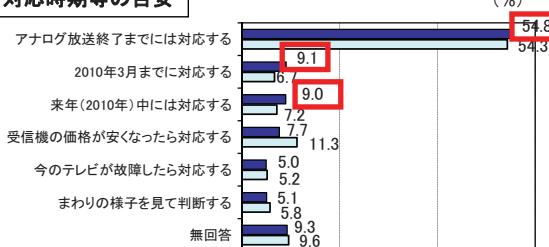
## 6-2 今後のデジタル化の予定 一対応受信機を1台も保有していない世帯一

地上デジタルテレビ放送対応受信機を1台も保有していない世帯のうち、約8割(全世帯の24.6%)は「対応予定あり」と回答している。またその72.9%は、1台目のアナログテレビ(画面サイズの大きさ順で区分)における対応時期を明確に見定めていると見られる。一方、「対応予定なし」とする理由としては経済的に余裕がない、あまり使用していないテレビなので対応しなくてもよい、インターネットがあれば十分だからとの回答が多い。

アナログ放送停波までの対応予定

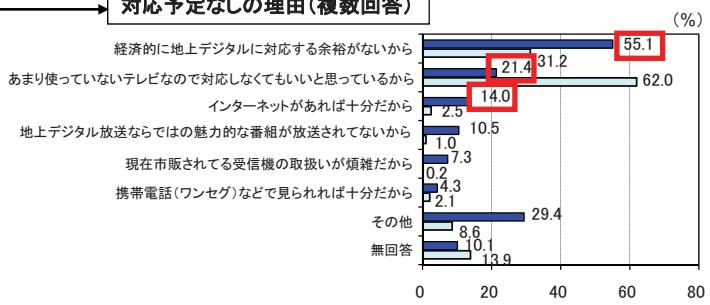


対応時期等の目安



「対応予定なし」との回答者

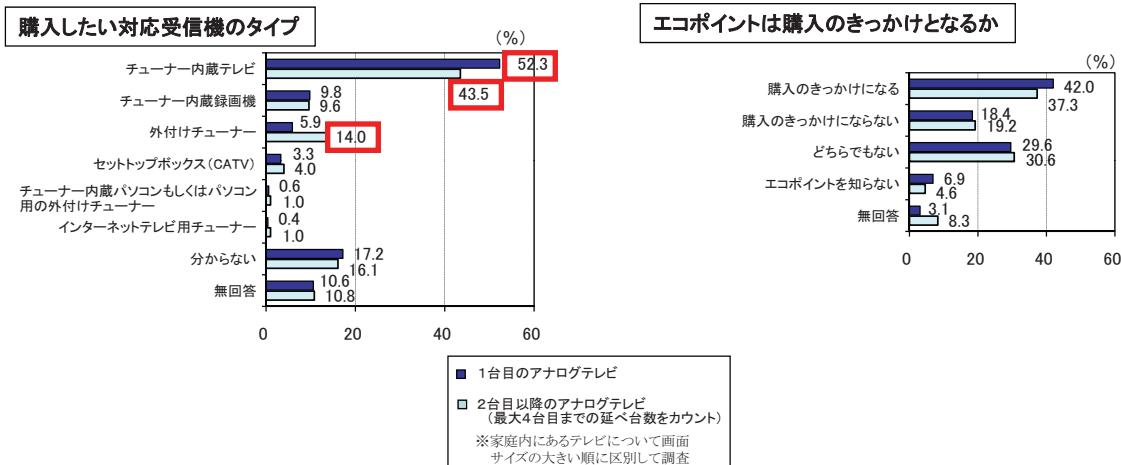
対応予定なしの理由(複数回答)



## 6-3 今後のデジタル化の予定 一対応受信機を1台も保有していない世帯で今後対応予定があるテレビー

地上デジタルテレビ放送対応受信機を1台も保有していない世帯においてアナログ放送停波までに対応予定のあるアナログテレビに関して、購入したい対応受信機のタイプとしてはチューナー内蔵テレビが多く挙げられた。また、2台目以降のアナログテレビ(画面サイズの大きさ順で区別)については、それに加えて外付けチューナーで対応する傾向も見られる。

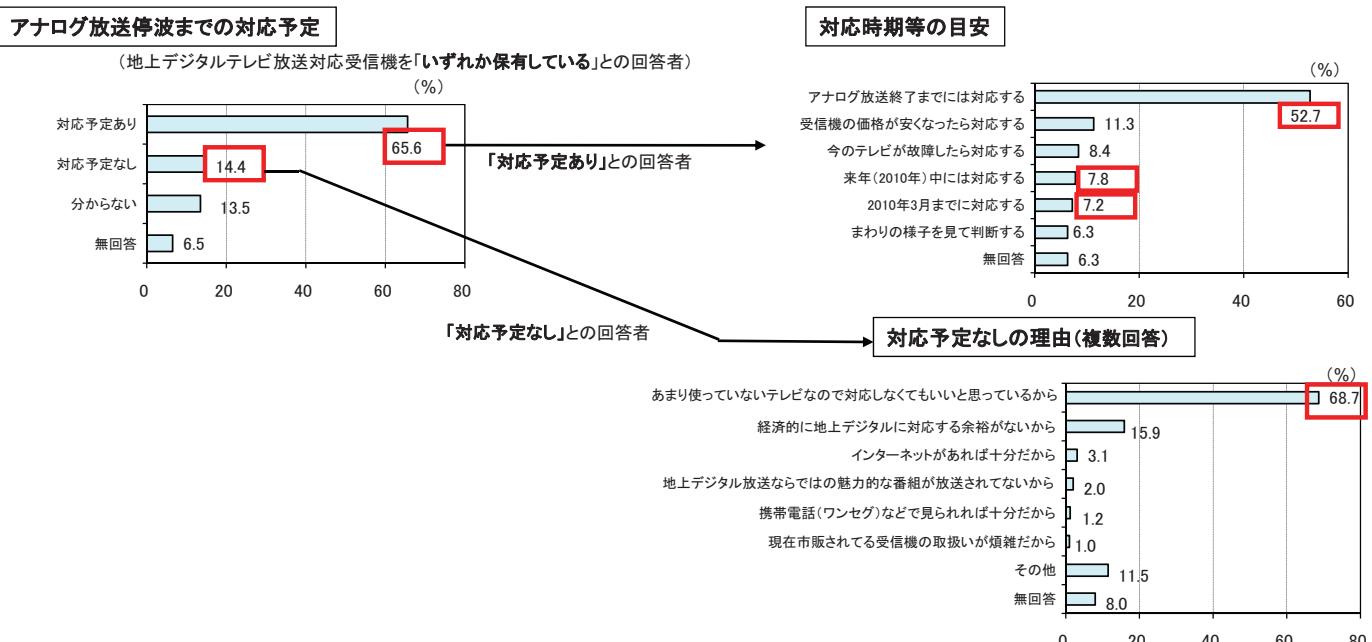
(地上デジタルテレビ放送対応受信機を「1台も保有していない」が、アナログ放送停波までに「対応予定がある」との回答者)



20

## 6-4 今後のデジタル化の予定 一既に対応受信機を1台は保有している世帯ー

既に受信機の一台は地上デジタルテレビ放送に対応済みの世帯では、未対応受信機の対応予定について65.6%が「対応予定あり」と回答しており、その67.7%はその対応時期を明確に見定めていると見られる。一方、14.4%は「対応予定なし」と回答しているが、その理由としてあまり使用していないテレビであるため対応してもよいとの回答が多い。



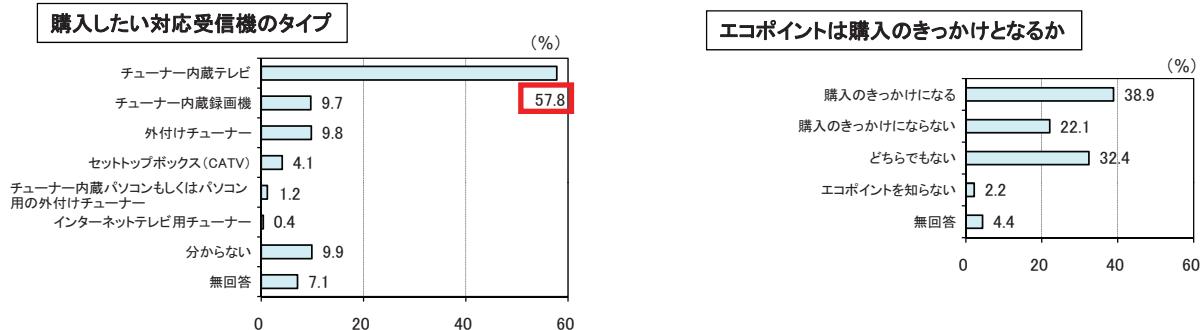
※家庭内にあるデジタル化未対応のテレビについて最大4台までの延べ台数をカウント

21

## 6-5 今後のデジタル化の予定 ー既に対応受信機を1台は保有している世帯で今後対応予定があるテレビー

既に地上デジタルテレビ放送対応受信機を1台は保有している世帯での、アナログ放送停波までに対応予定のあるアナログテレビに関して、購入したい対応受信機のタイプとしてはチューナー内蔵テレビが多く挙げられた。

(地上デジタルテレビ放送対応受信機を「いずれか保有」しており、アナログ放送停波までに未対応のアナログテレビについて「対応予定がある」との回答者)

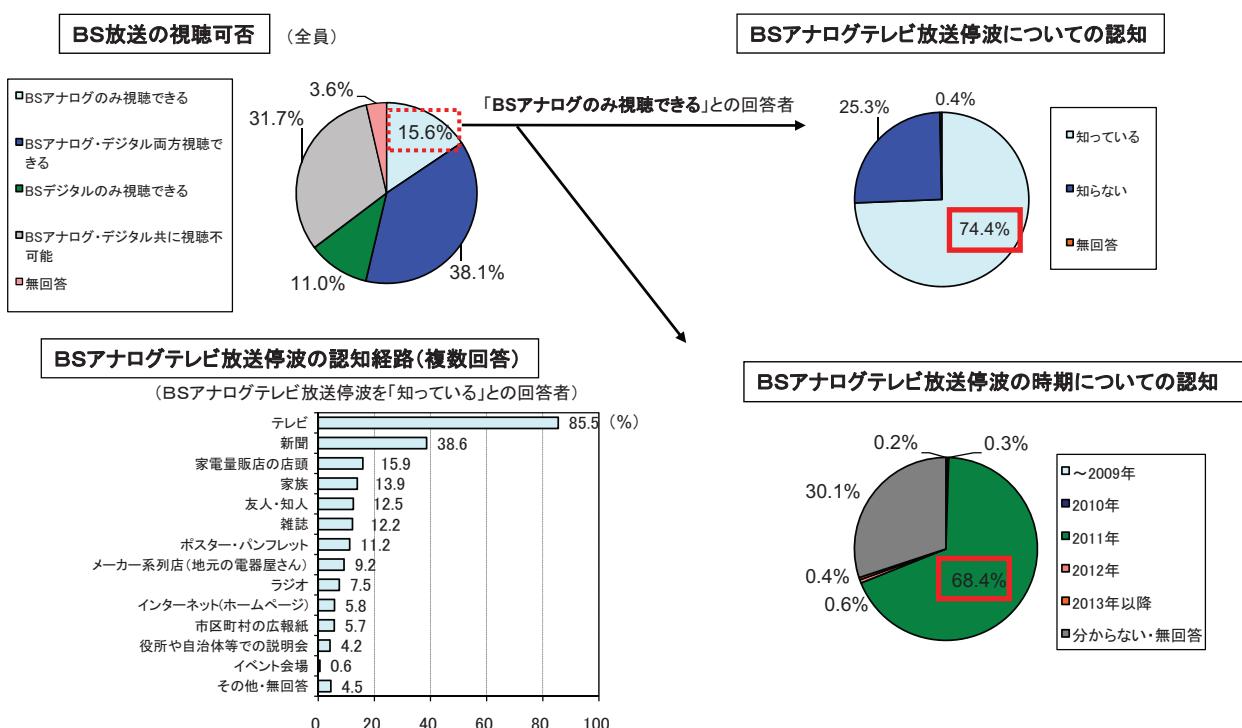


※家庭内にあるデジタル化未対応のテレビについて最大4台までの延べ台数をカウント

22

## 7 その他 ーBSアナログテレビ放送停波に関する認知度ー

BSアナログテレビ放送のみ視聴可能と回答した世帯のうち、BSアナログテレビ放送が停波することについては74%程度、2011年という正確な停波時期については68%程度が認知している。



23

# 資料 5

## 辺地共聴施設デジタル化ロードマップ(都道府県別)

総務省まとめ(H21. 9. 30現在)

都道府県	施設数 H21.9.30	デジタル化 対応済 (施設数) H21.9.30	デジタル化 進捗率 [%] H21.9.30	デジタル化計画								未定又は 未把握 (施設数)	
				デジタル化改修時期(施設数)			ケーブルテレビ編入時期(施設数)			その他 (直接受信へ移行予定など) (施設数)			
				21年度	22年度	23年度又は 検討中	21年度	22年度	23年度又は 検討中				
北海道	341	76	22.3%	52	95	31	48	-	1	38	-	-	
青森県	53	9	17.0%	2	16	4	-	9	-	12	1	-	
岩手県	535	154	28.8%	137	128	25	16	31	22	18	4	-	
宮城県	133	31	23.3%	29	47	10	-	-	-	15	1	-	
秋田県	256	140	54.7%	47	39	8	-	-	15	7	-	-	
山形県	119	50	42.0%	5	30	13	1	-	-	17	3	-	
福島県	206	55	26.7%	21	34	46	2	13	-	33	2	-	
茨城県	124	23	18.5%	8	53	32	-	-	-	8	-	-	
栃木県	83	29	34.9%	5	3	30	1	1	-	4	10	-	
群馬県	207	70	33.8%	31	28	54	-	-	-	24	-	-	
埼玉県	101	46	45.5%	29	2	10	6	-	1	1	6	-	
千葉県	71	23	32.4%	6	19	12	-	-	-	10	1	-	
東京都	41	14	34.1%	-	5	12	-	-	4	6	-	-	
神奈川県	173	73	42.2%	10	9	27	-	1	4	26	23	-	
山梨県	158	14	8.9%	8	53	21	-	2	15	13	32	-	
新潟県	545	248	45.5%	80	98	15	64	1	3	36	-	-	
長野県	224	69	30.8%	28	24	8	69	2	2	22	-	-	
富山県	17	10	58.8%	-	-	1	1	-	5	-	-	-	
石川県	322	160	49.7%	-	-	3	129	1	24	5	-	-	
福井県	81	30	37.0%	1	3	15	10	1	8	13	-	-	
岐阜県	376	237	63.0%	44	48	11	26	6	1	3	-	-	
静岡県	683	241	35.3%	84	292	16	4	-	-	46	-	-	
愛知県	105	52	49.5%	2	-	1	19	23	-	8	-	-	
三重県	58	39	67.2%	1	6	3	-	8	-	1	-	-	
滋賀県	68	23	33.8%	5	36	-	1	2	-	1	-	-	
京都府	443	109	24.6%	113	64	3	24	119	-	8	3	-	
大阪府	114	26	22.8%	8	62	2	4	3	-	2	7	-	
兵庫県	761	299	39.3%	154	184	-	72	30	-	22	-	-	
奈良県	101	62	61.4%	5	11	1	7	5	-	4	6	-	
和歌山県	370	103	27.8%	58	133	4	42	29	-	1	-	-	
鳥取県	102	48	47.1%	2	25	-	8	17	-	2	-	-	
島根県	279	104	37.3%	1	13	-	55	102	-	4	-	-	
岡山県	439	223	50.8%	19	37	-	105	37	4	8	6	-	
広島県	626	297	47.4%	61	191	-	27	24	-	26	-	-	
山口県	117	39	33.3%	5	17	-	6	42	-	8	-	-	
徳島県	272	83	30.5%	22	3	8	15	94	34	3	10	-	
香川県	37	13	35.1%	1	10	2	-	8	-	3	-	-	
愛媛県	598	130	21.7%	62	100	28	140	78	24	21	15	-	
高知県	459	118	25.7%	96	92	25	28	44	34	21	1	-	
福岡県	194	116	59.8%	39	25	8	2	-	-	4	-	-	
佐賀県	64	13	20.3%	1	5	-	-	44	-	1	-	-	
長崎県	128	44	34.4%	10	47	-	22	2	2	1	-	-	
熊本県	435	101	23.2%	113	102	-	107	-	-	12	-	-	
大分県	481	68	14.1%	47	70	3	57	224	2	10	-	-	
宮崎県	323	47	14.6%	37	74	2	135	24	-	4	-	-	
鹿児島県	412	177	43.0%	118	89	3	1	1	-	23	-	-	
沖縄県	25	7	28.0%	1	13	1	-	-	-	3	-	-	
合計	11,860	4,143	34.9%	1,608	2,435	498	1,254	1,028	205	558	131	-	

辺地共聴施設デジタル化ロードマップについて

施設数 H21. 9. 30	<p>施設数に計上するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21. 9. 30時点で、現存する施設(H21. 9. 30時点で、新たに存在が発覚したものを含む。)</li> <li>・ H21. 9. 30時点で、他施設への統合やケーブルテレビ巻取りでデジタル化対応したもの(廃止届提出・未提出のいずれの場合も含む。)</li> <li>・ H21. 9. 30時点で、全世帯が直接受信へ移行し施設を廃止したもの</li> </ul> <p>施設数に計上しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21. 9. 30までに、加入世帯がいなくなったために施設を廃止したもの</li> <li>・ H21. 9. 30までに、施設の不存在が判明し抹消したもの</li> <li>・ H21. 9. 30までに、管理簿の重複が判明し抹消したもの</li> </ul>																				
デジタル化対応済数 H21. 9. 30	<p>デジタル対応済に計上するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21. 9. 30時点で現存する施設(H21. 9. 30時点で、新たに存在が発覚したものを含む。)のうち、デジタル化対応が完了しているもの(改修しなくてもデジタル放送視聴可能なものを含む)</li> <li>・ H21. 9. 30までに、他施設への統合やケーブルテレビ巻取りで対策したもの(廃止届提出・未提出のいずれの場合も含む。)</li> <li>・ H21. 9. 30までに、全世帯が直接受信へ移行し施設を廃止したもの</li> </ul>																				
デジタル化進捗率[%]	デジタル化対応済／施設数 (H21. 9. 30)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td> <td>H21年度に、デジタル化改修により対策するもの</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>H22年度に、デジタル化改修により対策するもの</td> </tr> <tr> <td>検討中</td> <td> <p>デジタル化改修を行うものであって、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応時期がH23年度以降になるもの</li> <li>・ 対応時期未定又は検討中のもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td> </tr> <tr> <td>検討中</td> <td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであって、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応時期がH23年度以降になるもの</li> <li>・ 対応時期未定又は検討中のもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>直接受信へ移行するもの</td> </tr> <tr> <td>未定又は未把握</td> <td>デジタル化対応方策が決定していないもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	21年度	H21年度に、デジタル化改修により対策するもの	22年度	H22年度に、デジタル化改修により対策するもの	検討中	<p>デジタル化改修を行うものであって、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応時期がH23年度以降になるもの</li> <li>・ 対応時期未定又は検討中のもの</li> </ul>	21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであって、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応時期がH23年度以降になるもの</li> <li>・ 対応時期未定又は検討中のもの</li> </ul>	その他	直接受信へ移行するもの	未定又は未把握	デジタル化対応方策が決定していないもの					
	21年度	H21年度に、デジタル化改修により対策するもの																			
	22年度	H22年度に、デジタル化改修により対策するもの																			
	検討中	<p>デジタル化改修を行うものであって、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応時期がH23年度以降になるもの</li> <li>・ 対応時期未定又は検討中のもの</li> </ul>																			
	21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの																			
	22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの																			
	検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであって、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応時期がH23年度以降になるもの</li> <li>・ 対応時期未定又は検討中のもの</li> </ul>																			
	その他	直接受信へ移行するもの																			
	未定又は未把握	デジタル化対応方策が決定していないもの																			

# 資料6

## 第9次行動計画策定以降の取組と第10次行動計画策定以降の取組予定

2008年

12月 第9次行動計画策定

2009年

- 1月 総務省「地上デジタル放送推進総合対策（第2版）」の公表
- 1月 総務省「デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査」の実施
- 2月 「総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）」の拡充（全国51カ所）
- 2月 都道府県単位で地上デジタル放送推進組織を整備
- 3月 総務省「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」の実施
- 4月 「デジタル放送移行完了対策推進会議」（議長：内閣官房長官）の設置
- 5月 デジサポ共聴施設のデジタル化促進活動等開始
- 5月 デジサポ「高齢者・障害者への働きかけ、サポート」事業の本格的な活動開始
- 5月 「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ」の公表（改定：2009年3月末現在）
- 5月 デジタル放送移行完了対策推進会議で緊急に取り組むべき課題への対応策を決定
- 5月 「地方公共団体施設の地上デジタル放送対応計画の策定状況」の公表
- 5月 情報通信審議会第6次中間答申
- 5月 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設のデジタル化対応状況の公表
- 6月 地上デジタル放送への完全移行に向けた都道府県単位の行動計画の策定完了
- 7月 エコポイントの登録・商品交換申請の受付開始（5/15に遡って適用）
- 7月 「共聴施設デジタル化推進会議」（スクラム2011）の設置
- 7月 総務省「地上デジタル放送推進総合対策（第3版）」の公表
- 7月 石川県珠洲市におけるアナログ放送終了リハーサル（一時休止）の実施
- 8月 デジサポ「集合住宅等における受信環境整備のための助成金の申請受付」開始
- 8月 「地上デジタル放送難視地区対策計画」（初版）の公表
- 9月 「共聴施設デジタル化緊急対策」の公表
- 9月 デジサポ「ビル陰共聴施設に関する法律専門家による相談及び調停」を開始
- 9月 総務省「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」の実施
- 9月 「地デジで親孝行運動」の実施
- 9月 地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画の公表開始
- 10月 NHK受信料全額免除世帯への簡易チューナー給付支援の申込みの受付開始
- 11月 地デジ受信対応促進のための集合住宅貼付用「地デジカ・ステッカー」の提供
- 12月 第10次行動計画策定
- 12月 関係省庁連絡会議アクションプラン2008の見直し

## 2010年

- 1月 石川県珠洲市におけるアナログ放送終了リハーサル（長時間休止）の実施
- 1月 総務省「地上デジタル放送推進総合対策（第4版）」の公表
- 1月 「地上デジタル放送難視聴地区対策計画」の更新
- 1月 衛星による暫定的難視聴対策事業のホワイトリスト（初版）の公表
- 3月 総務省「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」の実施
- 3月 「アナログ放送終了計画」の見直し
- 3月 地上デジタル放送への完全移行に向けた都道府県単位の行動計画の見直し
- 3月 衛星による暫定的難視聴対策事業の開始
- 3月 ケーブルテレビにおけるデジアナ変換の暫定的導入の要請
- 5月 「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ」の公表（改定：2010年3月末現在）
- 夏 情報通信審議会第7次中間答申
- 7月 石川県珠洲市におけるアナログ放送の完全停波
- 7月 総務省「地上デジタル放送推進総合対策（第5版）」の公表

12月 第11次行動計画策定

テレビは、国民生活に深く浸透した情報基盤です。  
 そのテレビ放送が、従来の「アナログ放送」という方式から、付加価値の高いサービスが実現できる「デジタル放送」という方式に変わります。  
 国民の皆様に最も広くご視聴いただいている地上テレビ放送も、平成23年7月24日を目標にデジタル放送への切り替えを進め、最終的には「アナログ放送」を終了する予定です。

「地上デジタル放送」は、平成15年12月に三大都市圏で開始され、平成18年12月には全都道府県で開始されました。

- 地上テレビ放送がデジタル放送に変わると、  
 • 大画面テレビでもきれいな画像を楽しめる
- データ放送でいつでも天気予報などのリアルタイムな情報を見ることができます
- 携帯端末で「ワンセグ」放送を視聴できるなど、移動中でもきれいな放送を見る  
 ができます
- など、国民一人一人にとって大きなメリットがあります。

また、地上テレビ放送をデジタル化することにより、周波数の有効利用が可能となります。例えば、空いた周波数を用いれば、  

- 携帯電話がつながりやすくなる、
- 高速道路交通システム（ITS）の高度化が可能となり交通事故が減少する、
- 警察・消防等の無線通信をブロードバンド化することで犯罪・災害等の被害が減少する、
- 移動体向けマルチメディア放送が可能となり、新たに多様なサービスが提供されるなど、多大な効果が期待されます。

他方、地上テレビ放送のデジタル放送への変更が完了し、従来のアナログ放送が終了されると、  

- アナログ放送を視聴する機器・施設では、地上テレビ放送が視聴できなくなる
- デジタル放送の電波が届かない地域が生じた場合、そこでは、地上テレビ放送が受信できなくなるなどの課題があります。

総務省は、すべての視聴者の皆様に、地上テレビ放送を引き続きご視聴いただくため、必要な方策を総合的に検討して参りました。

平成16年に情報通信審議会に対し、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けた行政の果たすべき役割」に関する諮問を行い、これまで6次にわたり、中間答申をいたしました。総務省では、これらの答申を踏まえて、「できること」ではなく「つくすべきこと」を覚悟を決めて断行するため、今後実施すべき施策を別紙のとおり整理しました。

## 地上デジタル放送推進総合対策

(第3版)

平成20年7月24日策定  
平成21年1月23日改訂  
平成21年7月24日改訂  
総務省

まずは、平成23年7月24日には、アナログ放送が終了し、デジタル放送を通じ、あるいは全国移行することを、すべての国民にご理解いただくために、テレビ放送を通じ、あるいは全国各地域におけるきめ細かな説明会の開催により、さらには必要に応じ相談員が各ご家庭を訪問するなどにより、ご説明を尽くしてまいります。地上放送のデジタル化のために、何が必要か、どこに相談したら良いか等、必要な情報のご提供、ご相談など、万全の取組を行います。

次に、山間地などの地形的条件や高層建築物等が原因で、デジタル放送を受信できない地域があれば、共同受信施設のデジタル化改修や新規整備を促進します。  
さらに、放送事業者のデジタル中継局整備を促進し、デジタル放送が全国各地域に送り届けられるよう、視聴可能地域の拡大に努めます。

## 地上デジタル放送推進のために総務省において取り組む施策

I. 国民に地上デジタル放送についてご理解いただきための取組.....	1
1. 必要な情報の徹底した提供 .....	1
(1) 放送を活用した周知の徹底等	
(2) 全家庭への「お知らせ」郵送	
(3) 説明会の開催及び戸別訪問	
(4) 地方公共団体等との連携	
(5) アナログ受信機の譲購入防止等	
(6) 国民運動の展開	
2. 惠質商法対策 .....	2
3. 受信側の取組 .....	2
1. 受信機の普及 .....	2
(1) エコポイントを活用したデジタルテレビの普及促進	
(2) 簡易なチューナーの開発・流通の促進	
(3) 使いやすい機器の普及促進	
(4) 経済的に困窮している方への支援	
2. 共聴施設の整備促進 .....	2
(1) 辺地共聴施設のデジタル改修促進	
(2) 受信障害対策共聴施設の改修促進	
(3) 集合住宅共聴施設の改修促進	
3. 公共施設における地上放送のデジタル化への対応 .....	3
4. 送信側の取組 .....	4
1. デジタル中継局の整備 .....	4
(1) 中継局整備の促進	
(2) デジタル難聴対策	
2. デジタル混信への対策 .....	4
3. ケーブルテレビ等の活用 .....	4
(1) ケーブルテレビ	
(2) I P再送信	
4. 暫定的な衛星利用による難聴地域対策 .....	5
5. IV. アナログ放送終了の取組 .....	5
1. アナログ放送終了のための放送対応手順 .....	5
(1) アナログ放送終了計画	
(2) アナログ放送終了のリハーサル	
2. アナログ放送終了のための体制整備等 .....	5
(1) 地域レベルで関係者が連携する推進体制	
(2) 廃棄・リサイクル	
(3) 政府をあげた推進体制	
3. アナログ停波後のチャンネル切替 .....	6

## I. 国民に地上デジタル放送についてご理解いただきための取組

### 1. 必要な情報の徹底した提供

アナログ放送をご覧になっている方が地上放送のデジタル化への対応をしていただくための端緒となるよう、きめ細かな周知情報がアナログ放送をご覧になっている世帯に繰り返し届くような取組を徹底する。特に、お年寄り等、情報が届きにくいう方に情報が届くよう、十分な配意をする。

#### (1) 放送を活用した周知の徹底等

アナログテレビの視聴者が、放送を通じ、今ご覧いただいている放送が終了することをご理解いただけるような取組を強化するよう、放送事業者に働きかける。

既に「アナログロゴマーク」の常時表示が実施されているが、さらに、「アナログ放送終了告知スーパー」、「アナログ放送終了のお知らせ画面」等の取組を強化するよう、放送事業者に働きかける。

#### (2) 全家庭への「お知らせ」郵便

本年度内に、全てのご家庭に、アナログ放送の終了及びデジタル放送への移行に関するお知らせを送付する。

#### (3) 説明会の開催及び戸別訪問

すべての国民に地上放送のデジタル化に対応していただくよう、地域に密着した調査・相談対応・支援等を行なうために、「テレビ受信者支援センター（デジサポ）」を全都道府県（全国52か所）に設置している。このデジサポにおいて、本年度内に、全国で合計7万回の説明会・受信相談会を開催するとともに、高齢者等への戸別訪問を実施する。

(4) 地方公共団体等との連携  
高齢者だけの世帯等、情報が届きにくいと考えられる世帯を含め、国が、地方公共団体、自治区、民生委員等その地域に密着した方々の協力を得ながら、すべての国民に受信形態に対応した正確な情報が届くよう、取り組む。

#### (5) アナログ受信機の誤購入防止等

アナログテレビをデジタル放送が受信できる機器と誤解して購入しないよう、アナログテレビのメーカー販売店において、注意を喚起する大型シールを貼付するよう引き続き働きかける。

地元電器店等の販売店の協力により、説明資料の配布等にも取り組む。

#### (6) 国民運動の展開

地上放送のデジタル化を国民にご理解いただきための活動を国民運動として盛り上げて充実している。

## いくことができるよう、関係者とともに、全国各地でのイベント開催、声かけ運動、「地デジで親孝行」活動などに取り組む。

### 2. 惠質商法対策

ホームページ、説明会等を通じた注意喚起を行うとともに、関係省庁が連携して、惠質商法の防止に取り組む。また、惠質商法による被害が発生した際には、その情報を速やかに共有し、報道機関にも提供するとともに、関係機関と連携して、再発防止等に努める。

## II. 受信側の取組

### 1. 受信機の普及

(1) エコポイントを活用したデジタルテレビの普及促進  
省エネ効果が高いデジタルテレビの購入に対して、一定の商品と交換可能な点数・ポイント（エコボイント）を付与することにより、デジタルテレビの普及を促進する。

#### (2) 簡易なチューナーの開発・流通の促進

アナログ受信機を使い続けることを望む国民のニーズに対応するため、現在広く普及しているアナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に市場に出回るよう取り組む。

#### (3) 使いやすい機器の普及促進

デジタル放送の視聴者の裾野を広げていくため、デジタル放送を視聴するための機器に付属するリモコンについて、高齢者等にも使いやすい簡易な製品の開発やその普及推進、視聴者への周知啓発等が図られるよう、引き続き関係メーカー等に働きかける。

#### (4) 経済的に困窮している方への支援

平成21年度から平成23年度にかけて、NHK受信料全額免除世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を行う。

### 2. 共聴施設の整備促進

(1) 辺地共聴施設のデジタル改修促進  
約2万施設あるすべての辺地共聴施設の完全改修に向け、NHKが管理する施設の計画的改修に合わせ、自主共聴施設について支援を継続しつつ市町村との連携を強化する等により早期改修を促す。

平成20年12月に策定・公表した辺地共聴施設のデジタル化対応に関するロードマップにより、進捗状況の把握を行い、改修促進に取り組む。

なお、平成21年度には、デジタル難視聴対策のための共聴施設の新設等に対する支援を充実している。

## (2) 受信障害対策共聴施設の改修促進

### ①施設改修の働きかけ

関係業界の協力を得て、全国の受信障害対策共聴施設の最新情報を取りまとめた管理簿の整備を行ったところであり、大規模施設所有者に対して、受信障害範囲の調査の早期実施、直接受信が可能となる世帯へのお知らせ、受信障害が継続する世帯に対して施設改修等の適切な対応を行うこと等の働きかけを加速する。

### ②施設管理者等による施設改修の検討の促進

デジタル化未対応の共聴施設の管理者及び聴聴世帯に対し工事等の専門家が個別に訪問して説明を行い、デジタル化対応の促進を図る。  
関係業界と協力して、共聴施設の標準的な改修方法や経費のめやすを整理し、広く情報提供する。  
公共施設等により発生している受信障害については、関係機関において、平成22年12月末までにすべての公共施設等による受信障害へのデジタル化対応が終了することを目指として取り組む。

### ③施設改修への支援等

施設のデジタル化に向けた当事者間の協議促進等を図るため、デジサボにおいて、必要な受信調査を実施する。  
デジタル化が進展していない受信障害対策共聴施設について、デジタル化改修を行う際の住民負担が過重とならないようにするための支援を行う。  
さらに、当事者間の協議が難航した場合に第三者が相談対応やあっせん・調停等を行う简易な紛争処理機能の仕組みを提供する。

### (3) 集合住宅共聴施設の改修促進

#### ①施設改修の働きかけ

関係業界との密接な連携のもと、デジサボを中心には、説明会の開催やマンション管理会社やマンション管理組合等に対し、デジタル化への対応の働きかけを強化する。また、デジタル化対応に関する情報共有等のための管理簿の更新を行う。

#### ②施設改修への支援等

標準的な改修方法や経費のめやすを整理し、広く情報提供することにより、当事者の対応を側面支援する。  
また、平成21年度は、デジタル化改修を行う際の住民負担が過重とならないようにするための支援を行う。

### 3. 公共施設における地上放送のデジタル化への対応

公共施設における地上放送のデジタル化対応については、関係機関において、平成22年12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化が終了することを目標として取り組む。なお、学校や社会福祉施設等のデジタル化対応について、平成21年度に国が支援

## を行う。

### III. 送信側の取組

#### 1. デジタル中継局の整備

(1) 中継局整備の促進  
中継局ロードマップに示された中継局が着実に整備されるよう条件不利地域の中継局整備支援を含め、引き続き取り組む。

#### (2) デジタル難聴対策

アナログ放送を視聴できているにもかかわらずデジタル放送が難聴感となるると推定される世帯（最大35万世帯）について、平成21年8月までに地区別の対策計画（中継局新設、共聴新設等）を策定する。国の支援等により平成23年春までに対策を行い、デジタル難聴世帯の数の最小化を目指す。

#### 2. デジタル混信への対策

放送事業者とともに、継続的にデジタル混信の発生状況を把握するよう努める。平成20年度末までに開局した中継局に係るデジタル混信については、実際に影響のある地区や世帯の見極めを平成21年8月までに完了する。  
既に混信による受信障害の発生が確認されている地域については、障害の状況、対策内容、実施時期、実施主体等を整理した個別問題ごとの「対策計画」を平成21年8月までに策定する。  
なお、平成21年度には、混信対策に関する支援措置を拡充し、混信の発生状況に対応した対策手法の選択肢を増やしていく。

#### 3. ケーブルテレビ等の活用

##### (1) ケーブルテレビ

①ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進  
地上アナログ放送終了までにできるだけ早期に、かつ、早くとも平成22年12月までにすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル対応を完了するよう、引き続きそのデジタル化を推進する。  
②ケーブルテレビの導入を推進する。

②地上デジタル放送のみの再送信サービス等の導入の推進  
地上デジタル放送のみの再送信サービスの早期導入に向け、ケーブルテレビ業界に視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等の検討を働きかけているところであり、引き続き同サービスの導入を推進する。

##### ③デジアナ変換サービスの暫定的導入の推進

地上デジタル放送のアナログ変換による再送信サービスの暫定的導入について、平成22年3月までに、運用期間等を明らかにした上で、ケーブルテレビ事業者に対してデジタル

ナ変換サービスの暫定的導入を要請する。

#### (2) IP再送信

サービスの技術的改善が行われ、視聴者に利用しやすい条件で、平成22年末までにできるだけ広いサービスエリアで提供されるとともに、実施時期を示したロードマップが公表されるよう、引き続き、総務省から電気通信役務利用放送事業者に対して働きかけを行う。

#### (3) 政府をあげた推進体制

アナログ放送の円滑な終了に向けて、平成21年4月に関係閣僚等を構成員とする「デジタル放送移行完了対策推進会議」(議長：官房長官)を設置したこところであり、政府をあげて地上デジタル放送の推進に取り組む。

#### 4. 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策

デジタル難視聴世帯(最大35万世帯)のうち物理的・費用的に対策が困難な世帯に対し、暫定的(5年間)に放送衛星により地上放送と同様の番組を提供するシステムを構築し、平成21年度内に運用を開始する。国として送信・受信側双方への支援を行う。  
暫定的な衛星利用の対象となった地域については将来的に、地上系放送基盤による視聴が可能となるよう取り組む。

## IV. アナログ放送終了等に当つての取組

#### 1. アナログ放送終了の放送対応手順

##### (1) アナログ放送終了計画

平成23年7月にアナログ放送を円滑に終了できるよう、視聴者の混乱防止の観点から、

- ・ 地域間で終了時期に差を設けることはしないこと
- ・ 放送終了に向けた取組を段階的に強化すること

を基本とした放送事業者の取組が円滑に実施されるよう環境整備に取り組む。

##### (2) アナログ放送終了のリハーサル

地域を限定してアナログ放送を先行して止めるアナログ放送終了のリハーサルを、石川県珠洲市において実施し、アナログ放送の終了に伴う課題や対策を確認する。

#### 2. アナログ放送終了のための体制整備等

##### (1) 地域レベルで関係者が連携する推進体制

アナログ放送を円滑に終了するため、総務省、放送事業者、地方自治体、販売店、工事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー等の関係者が都道府県単位で連携して対策を講じていくための推進組織を立ち上げて、都道府県単位の行動計画を策定したところであり、この行動計画が着実に実施されるよう、取り組む。

##### (2) 廃棄・リサイクル

アナログ放送の終了後も、引き続きアナログテレビが使用できることについて、注意喚起を行ふ等、関係省庁と連携して、廃棄・リサイクル対策に取り組む。また、エコポイントでリサイクル料金相当を還元することにより、平成21年度に前倒しでアナログテレビ

のリサイクルが行われるよう取り組む。

#### 3. アナログ停波後のチャンネル切替

中継局毎の切替手順や視聴者への情報提供の方法、実施体制等を明確にした「リバックの実施計画」を着実に実施するとともに、チャンネル切替を実施するために必要な受信実態の現地調査や地域への情報提供、相談体制の確立、中継局の送信機の切替工事等について、支援を行ふ。

I. 国民に地上デジタル放送についてご理解いただくための取組						
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要	
・放送事業者への働きかけ					放送事業者による放送を通じた取組を強化するよう働きかける。	
・全家庭へのお知らせ					全てのご家庭にアナログ放送の終了及びデジタル移行に関するお知らせの送付。	
・説明会の開催及び戸別訪問					デジサガにおいて、説明会・受信相談会を開催するとともに、高齢者等への戸別訪問の実施。	
・地方公共団体等との連携					地方公共団体・自治区・民生委員等その地域に窓着した方々の協力を得ながら、すべての国民に正確な情報が届くよう取り組む。	
・誤購入の防止					大型シールの貼付を引き継ぎメーカーや販売店に働きかけるとともに、地元電器店の協力を得て、説明資料の配布等に取り組む。	
・国民運動の展開					国民運動推進本部を設置。	
・悪質商法対策					関係省庁間の連絡体制を強化し、悪質商法等の情報を収集・共有し、連携して対策を講じる。	

II. 受信側の取組						
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要	
・エコポイントによる受信機の普及					省エネ効果が高いデジタルテレビの購入に対するエコポイントの付与。	
・簡易なチューナーの開発・流通の促進					デジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に(例:平成21年夏までに、5千円以下)市場に出回るよう取り組む。	
・受信機購入等の支援					NHK受信料全額免除世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を実施。	
・辺地共聴施設のデジタル改修促進					自主共聴施設について支援を継続。市町村との連携を強化する等により早期改修を促進。	
・受信障害対策共聴施設の改修促進					住民負担が過重となるないようにするための支援措置を講じるなどともに、デジタル化を図るために受信調査を実施。	
・集合住宅共聴施設の改修促進					デジサガを中心とした説明会の開催をするとともに、平成21年度は、住民負担が加重とならないようするための支援措置を講じる。	
・公共施設のデジタル化への対応					関係機関において、平成22年12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化が終了することを目指す。	

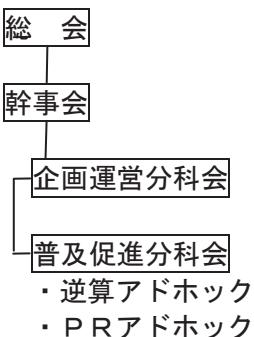
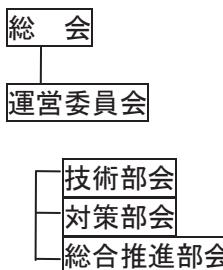
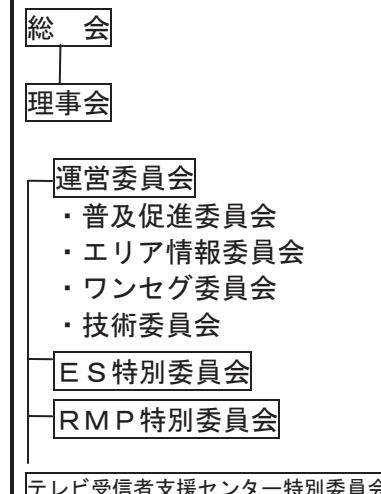
III. 送信側の取組						
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要	
・中継局整備の促進					条件不利地域の中継局整備の支援を継続。	
・デジタル難視聴対策					対策計画を策定し、デジタル難視聴世帯数を最小化するための支援を実施。	
・デジタル混信への対策					デジタル混信に対する対策の選択肢を増やし、混信解消のための支援を拡充。	
・ケーブルテレビの活用					ケーブルテレビ施設のデジタル化を推進するとともに、デジアナ変換による再送信サービスの暫定的導入の推進。	
・衛星利用による難視聴地域対策					平成21年度内に衛星の運用を開始。送信側・受信側双方への支援を実施。	

#### IV. アナログ放送終了等に当たっての取組

項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要
・アナログ放送終了のリハーサル					アナログ放送終了のリハーサルを平成21年度及び平成22年度に実施。
・地域単位での推進体制					地域単位で連携して対策を講じる組織により、都道府県単位の行動計画を着実に実施。
・政府をあげた推進体制					政府あげた総合的な移行完了対策の推進に取組。
・アナログ停波後のチャンネル切替					リバッタの実施にあたっての現地調査、送信機の切替工事等の支援を実施。

# 資料8

## 地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等

団体名 (略称)	地上デジタル推進全国会議 (全国会議)	全国地上デジタル放送 推進協議会 (全国協議会)	デジタル放送推進協会 (D p a)
設立年月	2003年5月	2001年7月	2007年4月※
法人格	任意団体	任意団体	社団法人
代表者	議長 岡村 正 (日本商工会議所会頭)	会長 河合 久光 ((株) 静岡朝日テレビ 代表取締役社長)	理事長 間部 耕莘 (日本テレビ放送網(株) 最高顧問)
構成員	NHK 民放テレビ全127社 放送関連団体、メーカー 販売店、消費者団体 地方公共団体、経済団体 マスコミ、総務省等の代表	NHK 民放テレビ全127社 総務省	NHK 民放テレビ全127社 受信機メーカー 等
性 格	各界のトップリーダーにより構成され、地上デジタルテレビ放送の普及に関し、分野横断的かつ国民運動的に推進を図るための組織	放送事業者と総務省により構成され、主に送信側からデジタルへの移行に伴う諸課題についての検討を行うための組織	放送事業者、メーカー等により構成され、地上デジタル及びBSデジタル放送の普及並びにこれらに関する事業を実施することにより、アナログ放送からデジタル放送への円滑な移行を図る等のための組織
役 割	○「デジタル放送推進のための行動計画」の改訂・フォローアップ ○受信機器の普及方策の検討、普及計画のフォローアップ ○その他デジタルテレビ放送の普及促進に関する各分野における検討	○アナログ周波数変更対策の進め方についての制度的・技術的検討 ○デジタルテレビ放送の進め方についての制度的・技術的検討 ○放送事業者が行う周知広報の取組について検討  ※検討結果を必要に応じて本行動計画にも反映	○地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送並びにそれらの受信の普及促進 ○地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送に関する調査・研究 ○地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送の送・受信技術に関する規格化の推進  等
組織等	 <pre> graph TD     A[総会] --&gt; B[幹事会]     B --&gt; C[企画運営分科会]     C --- D[普及促進分科会]     C --- E[逆算アドホック]     C --- F[PRアドホック]   </pre>	 <pre> graph TD     A[総会] --&gt; B[運営委員会]     B --&gt; C[技術部会]     C --&gt; D[対策部会]     D --&gt; E[総合推進部会]   </pre>	 <pre> graph TD     A[総会] --&gt; B[理事会]     B --&gt; C[運営委員会]     C --- D[普及促進委員会]     C --- E[エリア情報委員会]     C --- F[ワンセグ委員会]     C --- G[技術委員会]     C --&gt; H[ES特別委員会]     C --&gt; I[RMP特別委員会]     C --&gt; J[テレビ受信者支援センター特別委員会]   </pre>

※ (社)地上デジタル放送推進協会(2003年設立)と(社)BSデジタル放送推進協会(1991年設立)が統合。